

平成 30 年定例会

環境生活農林水産常任委員会

説明資料

◎ 所管事項説明

1	「『平成 30 年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」 への回答について	1
2	第三次人権が尊重される三重をつくる行動プランの年次報告について	2
3	三重県男女共同参画年次報告書について	6
4	三重県飲酒運転 <sup>ゼロ</sup> をめざす年次報告について	11
5	三重県犯罪被害者等支援条例（仮称）について	14
6	三重県総合博物館の機能向上に向けた取組について	32
7	RDF 焼却・発電事業について	36
8	産業廃棄物の不適正処理に係る桑名市源十郎新田事案の後期対策につい て	39
9	指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について	41
10	各種審議会等の審議状況について	58

別冊 1 第三次人権が尊重される三重をつくる行動プランの年次報告

平成 30 年 10 月 5 日

環境生活部



1 「『平成30年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について

【環境生活農林水産常任委員会】

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
213	多文化共生社会づくり	環境生活部	<p>外国人児童生徒に対しての教育の充実に関して、就学前教養も大変重要であり、子ども・福祉部、教育委員会と連携して対応を検討されたい。</p> <p>また、就学前教育に係る県内の事例を他の市町と共有するなど取り組まれたい。</p> <p>医療通訳に係る人材育成や普及啓発についての取組の拡充が多文化共生社会づくりにつながると考えることから、引き続き、取り組まれたい。</p>	<p>県と外国人が多く居住する県内市町で構成する「県市町多文化共生ワーキング」などの場において、就学前教育に関する県内外の先進事例の共有や研究を行います。</p> <p>また、市町の取組を支援するため、子ども・福祉部、教育委員会とも連携し、効果的な就学前教育の方針について討議していきます。</p> <p>引き続き、医療通訳育成研修を実施し、医療通訳入材の育成に努めます。また、医療保健健部と連携し、医療機関に医療通訳者を試行的に駐在させ、医療通訳の有用性の理解促進を図ります。</p>
228	文化と生涯学習の振興	環境生活部	<p>地域の文化振興に関して、地域人材育成等の施策に引き続き取り組まれたい。</p> <p>また、文化振興と生涯学習はそれぞれ重要な施策であるため、教育委員会と連携するとともに、1つの施策として取り組むのがよいかどうか検討されたい。</p>	<p>市町や文化団体等を対象とした専門人材育成のための研修・講座の開催や、若い世代が文化に触れ親しむ機会の提供など、引き続き地域における人材育成に取り組んでいきます。</p> <p>また、文化振興と生涯学習については、多様化・高度化する県民ニーズに応え、幅広く文化施策の推進を図るために、これまでを一体的に推進していくことが効果的であることに加え、平成20年度に組織改正を行い、取組を進めているところです。教育委員会とは引き続き緊密に連携し、各種取組を進めています。</p>

## 2 第三次人権が尊重される三重をつくる行動プランの年次報告について

「三重県人権施策基本方針（平成 27 年 12 月第二次改定）」に基づき、「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン（平成 28 年 3 月策定。計画期間：平成 28 年度～平成 31 年度）」（以下「第三次行動プラン」という。）に掲げる各施策の進捗状況等について、年次報告として取りまとめました。

### 1 年次報告の主な構成

年次報告は、第三次行動プランの 4 つの施策分野に位置づけた人権施策ごとに、次の項目により構成しています。

- (1) データからみた状況
- (2) 県の主な取組状況（平成 29 年度の取組実績、成果と課題）
- (3) 県以外のさまざまな主体による取組状況
- (4) 今後の取組方向（平成 30 年度以降）

### 2 年次報告の概要

#### (1) 各施策体系における主な取組状況等

##### ① 人権が尊重されるまちづくりのための施策

人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいるさまざまな主体の実践例を把握するため、県内の企業、住民組織、団体等を対象に調査を実施しました。団体等の実践例については、県ホームページ等から情報発信を行うとともに、地域での取組を促進するため、研修会等への講師派遣による支援に取り組みました。

また、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などに関わらず、多様な人びとが参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向けて、平成 29 年 12 月にダイバーシティみえ推進方針を策定しました。

【課題】人権が尊重される社会を実現するためには、県民の一人ひとりが人権についての理解と知識を深め、地域におけるさまざまな活動が人権尊重の視点に立って行われることが必要です。

##### ② 人権意識の高揚のための施策

効果的な啓発活動を推進するため、広報媒体を活用した感性に訴える啓発や、スポーツ組織との連携による取組等、さまざまな手法を活用して啓発を行いました。また、学校教育における人権教育を推進するため、県内の公立小中学校等及び県立学校で人権教育カリキュラムが作成されることをめざし、市町等教育委員会や学校を訪問し、助言等を行いました。（県立学校では全ての学校で作成を完了。）

【課題】人権啓発の推進については、今後も時代のニーズや関心の高まりを敏感に捉えるとともに、地域の実情や対象者に応じて、啓発の機会を提供していくことが必要です。また、人権教育については、学校の教育全体を通じて児童生徒の発達段階に応じた教育を推進する必要があります。

### ③ 人権擁護と救済のための施策

さまざまな悩み等を抱える相談者や被害者を支援するため、県人権センターをはじめ、みえ性暴力被害者支援センター「よりこ」や、県男女共同参画センター等の公的機関において、相談窓口を設置し、電話や面接による相談対応を行いました。また、各種相談事業に従事する相談員等を対象に、専門知識の習得や資質向上を図るための研修会等を開催しました。

【課題】相談業務に携わる職員が多様化・複雑化する人権相談に的確に対応することができるよう、必要な知識やスキルの習得を支援するとともに、相談機関等相互の連携を強化していくことが必要です。

### ④ 人権課題のための施策

さまざまな人権の課題解決に向けて、以下の取組を進めました。

- ・部落差別解消推進法に係る取組として、講座等の開催や啓発リーフレットの作成・配布に取り組みました。また、宅地建物取引業関係団体の協力を得て「第2回宅地建物取引に関する人権問題の実態調査」を実施し、今後の啓発活動の参考とするため報告書にまとめました。

- ・教育的に不利な環境のもとにある子どもたちの自尊感情や学習意欲の向上を図るため、学校・家庭・地域が連携し、学習支援や体験活動を実施しました。また、「三重県子どもの貧困対策推進会議」において、優れた取組事例の収集、情報提供や研修等を行い、地域の実情に応じた子どもの貧困対策に係る実施体制の整備等への支援を推進しました。

- ・男女の固定的な役割分担意識を解消するため、県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、地域リーダー養成講座や男性を対象とした講座等を開催し、啓発活動を推進するとともに、企業や学生・生徒等を対象にセミナーや出前講座を開催し、生涯を通じた男女共同参画意識を高めるための教育・学習の機会を提供しました。

・平成30（2018）年度～2020年度を計画期間とする新たな「みえ障がい者共生社会づくりプラン」策定に取り組むとともに、障害者差別解消法にかかる取組として、「三重県障がい者差別解消支援協議会」や障がい者差別解消セミナーの開催により、障がい者の権利擁護を推進しました。また、障がい者の雇用の促進と職場定着を図るため、ステップアップカフェ「C o t t i 菜」を活用した障がい者雇用への理解を深める講座の開催や職場実習・視察等の受け入れ、「三重県障がい者雇用推進協議会」における情報交換、農林水産業への就労機会の新たな場づくりを行うなど、障がい者の就労への環境づくりを推進しました。

・「みえ高齢者元気・かがやきプラン（第6期三重県介護保険事業支援計画・第7次三重県高齢者福祉計画）」（平成27年度～平成29年度）に基づき、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進するとともに、新たな計画（平成30（2018）年度～2020年度）を策定しました。また、認知症の早期発見・早期治療を図るため、専門医療を提供する認知症疾患医療センターの運営や、認知症サポート医の養成研修への助成等を実施しました。

・「三重県多文化共生社会づくり指針」に基づき、外国人住民の社会参画を促進するため、「三重県多文化共生推進会議」を開催し、多文化共生社会づくりに向けた取組の成果を検証しました。また、外国人住民等が地域住民の一員として活躍し、暮らしやすい土壤をつくるとともに、外国人住民等の意見を取り組に反映させるため、「三重県外国人住民会議」を開催しました。

・犯罪被害者およびその家族の人権問題について、県民の理解を深め、社会全体で犯罪被害者等を支える気運を高めるため、「命の大切さを学ぶ教室」や、「犯罪被害者支援を考える集い」等を開催するとともに、警察本部、みえ犯罪被害者総合支援センターおよびみえ性暴力被害者支援センター「よりこ」などさまざまな機関において、犯罪被害者等への支援を実施しました。また、カウンセリングの資格を有する職員による精神的支援を行うとともに、新たにカウンセリング費用の公費負担を制度化しました。

・インターネット上の差別的な表現の書き込みに対応するモニタリングを行い、差別表現の早期把握と拡大防止に努めるとともに、人権侵害に関わる書き込みについては、津地方法務局に通報するとともに、プロバイダ等に削除依頼を行いました。また、国に対して法的措置を含めた対策の実施を提言しました。

・性的マイノリティの人びとの人権問題について、相談員等スキルアップ講座のほか、啓発セミナーで取り上げる等、理解を深めるための取組を推進しました。

【課題】近年の社会の急激な変化の中で、県民の皆さんのがんばりについて正しい認識を持ち、それらの認識が日常生活の中での態度面、行動面等に根付くことにより、人権が尊重される社会が実現されるよう、国や市町、さまざまな主体との連携、協力による取組を推進していくことが必要です。

## (2) 今後の主な取組方向（平成30年度以降）

### ① 人権が尊重されるまちづくりのための施策

地域におけるさまざまな活動が人権尊重の視点に立って行われるよう、講師派遣や学習事例集を活用した学習支援に取り組みます。また、実践例を積極的にPRしていくことにより、人権が尊重されるまちづくりに取り組む団体等の拡大をめざすとともに、ダイバーシティ社会の実現に向け、取り組みます。

### ② 人権意識の高揚のための施策

平成28年度に人権に関する個別法が相次いで制定されたこと等もふまえながら、国や市町をはじめ、さまざまな主体と連携し、より多くの県民に啓発の機会を提供できるよう取り組みます。また、人権についての理解と認識を深め、人権尊重の意識と実践行動につながる意欲等を育てるため、人権教育カリキュラムの作成・活用に取り組みます。

### ③ 人権擁護と救済のための施策

多様化・複雑化する相談内容に的確に対応することができるよう、相談員等を対象とする研修会等を開催し、資質向上を支援するとともに、相談機関等相互の連携強化を推進します。

### ④ 人権課題のための施策

社会・経済状況の変化に伴って、人びとの意識も変化し、人権課題も多様化・複雑化していることから、国や市町、関係機関等とも連携し、課題の把握に努めるとともに、さまざまな人権に関わる課題を解決していくため、第三次行動プランに基づき人権施策の着実な推進に努めていきます。特に、犯罪被害者等に寄り添った支援を行うための条例制定をめざします。

## 3 今後の予定等

年次報告は、県のホームページにおいて公表するとともに、冊子を市町や国等関係機関に配付し、情報共有を図ります。

これらの取組の成果と課題をふまえ、市町等をはじめ、県民、NPO・団体、企業等さまざまな主体と連携、協力しながら、人権が尊重される社会の実現に向けて、人権教育・啓発をはじめとする取組を推進します。

### 3 三重県男女共同参画年次報告書について

三重県男女共同参画推進条例（平成13年1月施行）第12条の規定に基づき、「第2次三重県男女共同参画基本計画（改定版）（計画期間：平成29年度～平成32年度）」の施策の平成29年度実施状況について、年次報告書として取りまとめました。

#### 1 年次報告書について

##### （1）年次報告書の構成

年次報告書は、次の項目により構成しています。

- ①県の自己評価（平成30年版成果レポートのうち施策212）
- ②県の男女共同参画推進の体系
- ③三重県における男女共同参画の現状
- ④第2次三重県男女共同参画基本計画（改定版）に基づく平成29〔2017〕年度事業実施概要
- ⑤資料（目標値、参考データ、県内外の主な動き等）

##### （2）主な取組状況等

###### I 職業生活における女性活躍の推進

###### ○雇用等における女性活躍の推進

・平成29年度の県雇用経済部「三重県内事業所労働条件等実態調査」では、多様な就労形態を導入している事業所は、平成28年度の67.0%から72.8%に、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む事業所は、平成28年度の59.4%から66.9%に増加しています。

・平成29年9月に開催した「みえの輝く女子フォーラム2017」において、働く女性の挑戦を称える「チャレンジジャーズ・アワード2017」を実施し、本県においてさまざまな職業分野で活躍する人材を掘り起こし、働く女性のロールモデルを創出しました。

また、女性の大活躍推進三重県会議の会員数は418団体（平成29年度末）となりました。

【課題】働くことを希望する女性が、「仕事」と「家庭」のいずれかの選択を迫られるごとなく、個性と能力を発揮し、多様で柔軟な働き方を選択できるよう、長時間労働を前提とした働き方の改革、男性の育児参画等をさらに推進していくことが必要です。

###### II 男女共同参画を推進するための基盤の整備

###### ○政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

・県と市町の審議会等における女性委員の割合は、平成28年度の26.7%（県32.0%、市町25.9%）に対して、平成29年度は27.3%（県31.4%、市町26.7%）となっています。

・県の審議会等において男女のいずれか一方の数が委員総数の10分の4未満とならない構成をめざし、「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」に基づき、各部局へ働きかけを行いました。

【課題】特に女性の割合が低い分野において、人材の育成・発掘に一層力を入れて取り組むとともに、女性の意見を反映していく重要性の意識を社会全体で共有できるよう、啓発等を推進していくことが必要です。

#### ○男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

- ・平成29年度の県eモニター調査では、「男は仕事、女は家庭」の考えに賛成する割合は29.8%と、性別による固定的役割分担意識は薄くなっているものの、社会において男性が優遇されていると感じる割合は56.1%と、男性優遇感は根強く残っています。
- ・県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、職員が団体等に出向いて講演する「フレンテトーク」(年122回)を行うとともに、市町と連携し、県内各地で「三重県内男女共同参画連携映画祭2017」(20回)を開催し、啓発を行いました。

【課題】男女共同参画意識の一層の普及・啓発をめざし、引き続き、市町や関係団体、企業等と連携し、取組を進めていく必要があります。

### III 男女が安心して暮らせる環境の実現

#### ○家庭・地域における男女共同参画の推進

- ・県内における女性自治会長の割合は、平成28年度は前年度比0.7ポイント増の3.7%、平成29年度は前年度比0.6ポイント増の4.3%となり、低い水準ではあるものの、近年では高い伸び率を示しています。
- ・県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、地域での活動を通じて女性の社会参画を拡大する講座を開催するとともに、男性向けコミュニケーション講座を実施し、家庭・地域での行動変容につなげました。

【課題】人口減少や高齢化が加速する中で、地域の活力を維持するためには、多様な地域課題に対して、男女のいずれか一方に偏ることなく、男女が共に参画していくことが求められるため、地域において効果的に事業を展開していく必要があります。

#### ○男女共同参画を阻害する暴力等への取組

- ・県内におけるDV相談件数は、平成29年度は1,874件と、2年続けて減少しており、平成24年度以降は1,800~2,000件台で推移しています。県の「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」(平成27年度)では、DVの被害を受けた時に「相談・連絡するつもりがなかった、しなかった」の割合が54.2%と最も高くなっています。
- ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に街頭啓発(26か所)を実施するとともに、「女性に対する暴力防止セミナー」を開催しました。また、女性への暴力防止のシンボルカラーを用いた「パープル・ライトアップ」運動(内閣府提唱)に県総合文化センターも協賛し、取り組みました。

【課題】暴力を容認しない社会づくりに向けた啓発に取り組むとともに、DV等の被害が潜在化することのないよう、関係機関と連携しながら、相談窓口の周知等を進める必要があります。

## 2 今後の主な取組方向（平成30年度以降）

### I 職業生活における女性活躍の推進

- ・企業や団体等に女性の大活躍推進三重県会議への加入の働きかけを継続するとともに、フォーラムやアワード事業を展開し、女性活躍の気運醸成と取組促進を図ります。また、女性活躍に取り組む県内企業の事例等を掲載した冊子等を用い、モデルケースとして広く啓発に取り組みます。

### II 男女共同参画を推進するための基盤の整備

- ・県の審議会等における男女の委員構成がより均衡のとれたものとなるよう、女性の割合が低い分野や委員の改選を迎える審議会等について、女性人材に関する情報を伝達し協議するなど、女性委員の選任を働きかけていきます。また、市町に対しては、男女の委員構成に配慮する県の取組について情報提供するなど、市町の審議会等における女性委員の選任がより進むよう働きかけを行います。
- ・県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、県民のニーズに合わせた講座を実施するとともに、市町等と緊密に協力しながら、より効果的な事業を推進していきます。

### III 男女が安心して暮らせる環境の実現

- ・県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、地域での活動を通じて女性の社会参画を拡大する連続講座を開催するとともに、男性向けには家庭・地域・職場での実践につながる講座を開催し、より行動変容につながるよう取り組みます。
- ・DV等の暴力を許さない意識の醸成に向けて、警察、市町、関係機関・団体等と連携し街頭啓発等を継続して実施するとともに、相談窓口の周知・広報に取り組みます。さらに、性犯罪・性暴力被害者が安心して相談や必要な支援を受けることができるよう、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の一層の周知を図るとともに、関係機関との連携をさらに進めています。

## 第二期実施計画（改訂版）における基本施策の指標一覧

### I 職業生活における女性活躍の推進

#### I-Ⅰ 雇用等における女性活躍の推進

基本施策の指標	現状値	目標値（平成32年度）
◎「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する事業主行動計画等の策定団体数（累計）	(平成29年度) 494団体	500団体

#### I-Ⅱ 農林水産業、商工業等に係る自営業における女性活躍の推進

基本施策の指標	現状値	目標値（平成32年度）
女性委員が任命されている農業委員会の割合	(平成29年度) 79.3%	100%

#### I-Ⅲ 仕事と子育て等の両立できる環境整備の推進

基本施策の指標	現状値	目標値（平成32年度）
◎保育所の待機児童数	(平成29年度) 100人	0人

### II 男女共同参画を推進するための基盤の整備

#### II-Ⅰ 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

基本施策の指標	現状値	目標値（平成32年度）
◎県・市町の審議会等における女性委員の割合	(平成29年度) 27.3%	30.0%

#### II-Ⅱ 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

基本施策の指標	現状値	目標値（平成32年度）
◎あらゆる分野で女性の社会参画が進んでいると感じる県民の割合	(平成29年度) 39.8%	49.4%

### III 男女が安心して暮らせる環境の実現

#### III-Ⅰ 家庭・地域における男女共同参画の推進

基本施策の指標	現状値	目標値（平成32年度）
自治会長の女性割合	(平成29年度) 4.3%	5.2%

#### III-Ⅱ 生涯を通じた男女の健康と生活の支援

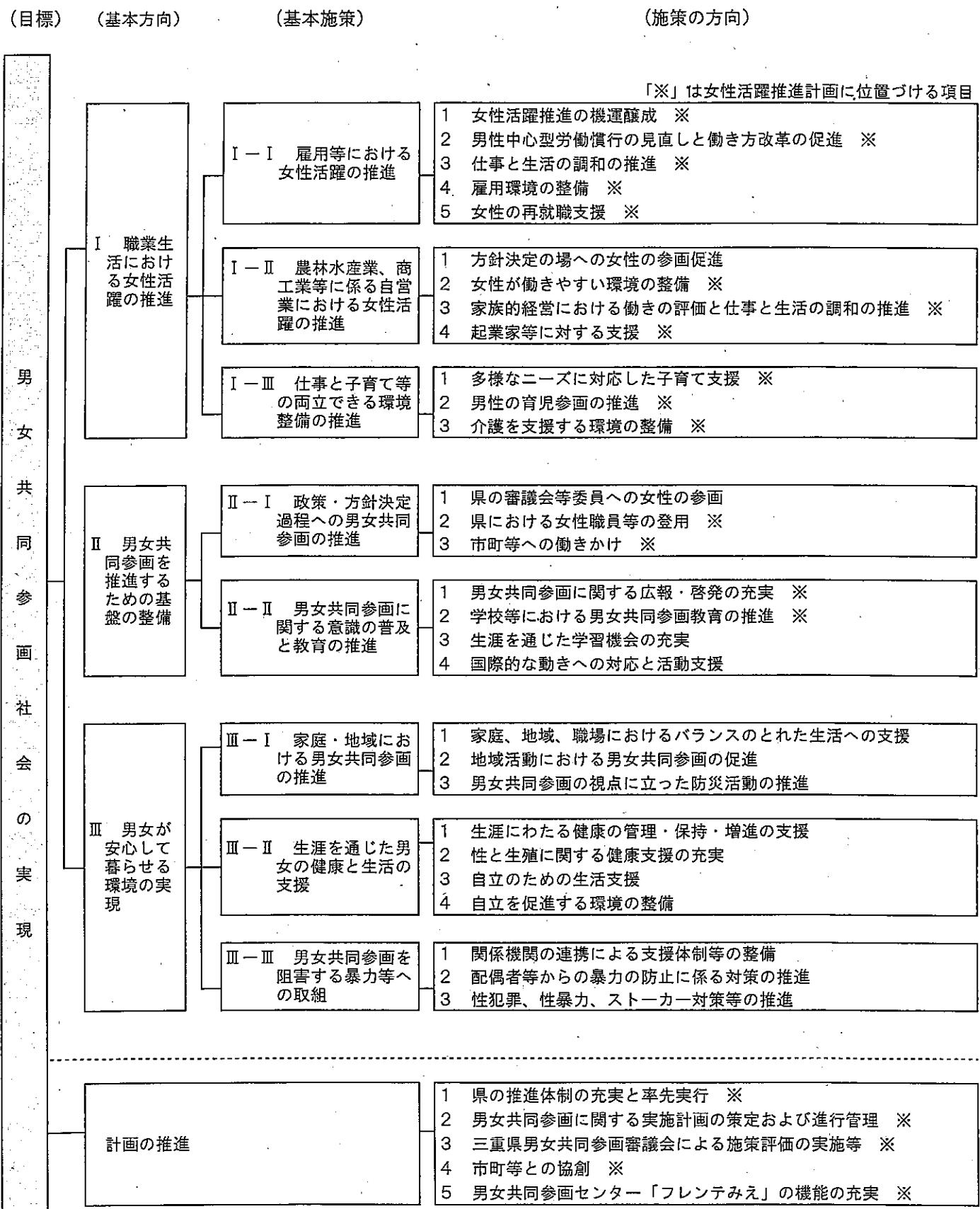
基本施策の指標	現状値	目標値（平成32年度）
◎健康寿命	(平成28年) 男性 78.3歳 女性 81.0歳	(平成31年) 男性 78.6歳 女性 81.1歳

#### III-Ⅲ 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

基本施策の指標	現状値	目標値（平成32年度）
◎性犯罪・性暴力被害者支援制度の周知のための協力団体数（累計）	(平成29年度) 30団体	61団体

◎は「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」における目標項目

## 第2次三重県男女共同参画基本計画（改定版）の体系〔平成29（2017）年度～平成32（2020）年度〕



## 4 三重県飲酒運転ゼロをめざす年次報告について

三重県飲酒運転ゼロをめざす条例（平成 25 年 7 月施行）第 6 条第 4 項の規定に基づき、第 2 次飲酒運転ゼロをめざす基本計画（以下「基本計画」という。）の平成 29 年度実施状況等について、年次報告として取りまとめました。

### 1 平成 30（2018）年版年次報告の主な構成

- (1) 三重県の飲酒運転の現状
- (2) 平成 29 年度中の数値目標達成状況と課題
- (3) 平成 29 年度中の基本計画に対する取組と課題
- (4) 基本計画に基づく今後の取組
- (5) 平成 29 年度の基本計画の主な取組状況

### 2 数値目標の達成状況（別表参照）

基本計画では、飲酒運転根絶に向けた 5 つの目標を設定しています。

- 飲酒運転人身事故件数……実績値 34 件（前年対比 -2 ） 目標達成状況 0.97
- ハンドルキーパー店…………実績値 6,558 店（前年度対比 +483 件）目標達成状況 0.89
- 飲酒運転防止教育実施率…実績値 100%（前年度対比 ±0 ） 目標達成状況 1.00
- 交通安全教育実施率…………実績値 100%（前年度対比 ±0 ） 目標達成状況 1.00
- 飲酒運転違反者受診率……実績値 42.0%（前年度対比 +4.2% ） 目標達成状況 0.89

### 3 年次報告の概要

#### （1）規範意識の定着

##### ① 飲酒運転防止のための取組

飲酒運転の根絶は、三重県交通安全県民運動実施要綱の重点目標の一つとしており、各種広報啓発、飲酒運転違反取締り等に取り組みました。

##### 【課題】

飲酒運転の件数は、減少傾向にあるものの依然後を絶たない現状にあることから、飲酒運転根絶に向けて、さらなる防止意識の普及・定着が必要です。

##### ② 教育機関等による教育

教育委員会では、学校での飲酒運転根絶に関する教育の必要性を伝えるとともに、各学校では保健の学習等において指導・教育が行われました。

また、三重県小売酒販組合連合会では、県内の各大学・短大の新入学生に啓発冊子を配布し、啓発を行いました。

### 【課題】

将来にわたり飲酒運転の根絶を目指すため、段階的な教育の実施により、飲酒運転防止意識を定着していく必要があります。

#### (2) 飲酒運転の再発防止

##### ① 飲酒運転の再発防止のための措置

県では、「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」で、専門相談員が、飲酒運転違反者や家族等からの相談や要望に対し、必要な情報を積極的に提供しました。

警察本部では、取消処分者等への講習で飲酒運転防止教育を実施しました。

### 【課題】

飲酒運転の再発防止には、違反者本人が強い自覚を持つことが重要であり、事業者や家族等、周囲の協力等による飲酒運転を防止する環境づくりが必要です。

##### ② 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症及びその疑いのある者への対策

県では、飲酒運転違反者に対して、アルコール依存症に関する受診義務について通知するとともに、相談窓口において、違反者やその家族からの依存症に関する受診義務にかかる相談に適切に対応し、受診につなげてきました。

### 【課題】

受診率は依然5割未満であり、さらなる受診につなげるために、条例の趣旨、正しい知識の普及や、受診しやすい環境の整備を推進する必要があります。

## 4 基本計画に基づく今後の取組

規範意識の定着については、関係機関・団体と連携を密にした各種広報啓発・指導取締りを実施し、教育機関等による飲酒運転防止に向けた教育の普及に努めています。

また、飲酒運転の再発防止については、「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」において相談者に対してきめ細やかな助言・指導により受診を促すほか、指定医療機関を増やし受診しやすい環境を整えていくことについても、従前どおり実施しています。

さらに、

- 飲酒運転ゼロをめざす啓発リレーイベント実施箇所の増加
- 道路電光表示板を活用した視覚による広報・啓発
- 安全運転管理推奨像伝達式での飲酒運転ゼロ宣言事業所の募集活動

等、新たな活動を展開していくとともに、県民一人ひとりに「飲酒運転は大切な命を奪う重大な事故に直結する危険な行為」であることを深く認識してもらうための取組を積極的に実施します。

別表

数値目標の達成状況

(1) 飲酒運転人身事故件数

平成 25 年	平成 26 年		平成 27 年		平成 28 年		平成 29 年	
現状値	目標値 実績値	目標 達成 状況	目標値 実績値	目標 達成 状況	目標値 実績値	目標 達成 状況	目標値 実績値	目標 達成 状況
53 件以下	0.96	43 件以下	0.98	38 件以下	1.06	33 件以下	0.97	
63 件	55 件	44 件		36 件		34 件		

(2) ハンドルキーパー店

平成 25 年度	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
現状値	目標値 実績値	目標 達成 状況	目標値 実績値	目標 達成 状況	目標値 実績値	目標 達成 状況	目標値 実績値	目標 達成 状況
3,900 店 (事業所)	1.09	5,400 店 (事業所)	0.96	6,400 店 (事業所)	0.88	7,400 店 (事業所)	0.89	
2400 店 (事業所)	4,246 店 (事業所)	5,181 店 (事業所)	5,628 店 (事業所)	6,558 店 (事業所)				

(3) 各種交通安全講習等における飲酒運転防止教育の実施率

平成 25 年度	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
現状値	目標値 実績値	目標 達成 状況	目標値 実績値	目標 達成 状況	目標値 実績値	目標 達成 状況	目標値 実績値	目標 達成 状況
100%	1.00	100%	1.00	100%	1.00	100%	1.00	1.00

(4) 飲酒運転防止にかかる交通安全教育実施率(教科又は特別活動等)

平成 25 年度	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
現状値	目標値 実績値	目標 達成 状況	目標値 実績値	目標 達成 状況	目標値 実績値	目標 達成 状況	目標値 実績値	目標 達成 状況
100%	1.00	100%	1.00	100%	1.00	100%	1.00	1.00

(5) 飲酒運転違反者の受診率

平成 25 年度	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
現状値	目標値 実績値	目標 達成 状況	目標値 実績値	目標 達成 状況	目標値 実績値	目標 達成 状況	目標値 実績値	目標 達成 状況
45.2%	43.7%		46%	0.82	47%	0.89	42.0%	

## 5 三重県犯罪被害者等支援条例（仮称）について

### 1 これまでの経緯

6月に、犯罪に遭った被害者のご遺族から、犯罪被害者やそのご家族、ご遺族の方が置かれている状況等についての切実な内容のお手紙をいただき、犯罪被害者等支援のさらなる充実と条例の制定についてのご要望をいただきました。

本県においては、これまで犯罪被害者等支援に係る取組を進めるとともに、国における取組や他都道府県の取組等の調査を進めてきましたが、犯罪被害者等の皆さんのがどのような状況に置かれているのか、どのような支援を必要としているのかなどについて、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターの協力を得て、改めて実態調査を実施しました。

その結果、犯罪被害者等の皆さんが必要としていることが明らかとなり、8月に、支援のよりどころとなるための条例の制定に向けた、県としての基本方針を取りまとめました。

### 2 「三重県犯罪被害者等支援条例（仮称）」制定にあたっての犯罪被害者等実態調査（最終集計）の概要

県において「三重県犯罪被害者等支援条例（仮称）」制定にあたっての犯罪被害者等実態調査を実施しました。（別紙1参照）

### 3 条例制定に向けての検討状況

条例制定に向けて、国における取組の状況、他都道府県および市区町村の条例や取組の内容、あわせて県内市町における取組状況について調査・研究を行うとともに、調査等を通じて明らかになってきたさまざまな論点について、「三重県犯罪被害者等支援条例（仮称）検討懇話会」（以下、「検討懇話会」という。）を設置し、議論をいただきました。

#### （1）検討懇話会委員

委員名	出身団体・役職等
上野 達彦	三重大学 名誉教授
仲 律子	鈴鹿大学こども教育学部 教授
鷺見 三重子	公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター 顧問
片山 真洋	三重弁護士会 被害者支援委員長
滝口 健二	日本司法支援センター岐阜地方事務所 事務局長 (前日本司法支援センター三重地方事務所 事務局長)

○オブザーバー

公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター

三重県警察本部警務部広聴広報課

## (2) 検討懇話会での議論の状況

### ① 第1回検討懇話会（7月31日）

#### 《議論の主な内容》

- 「犯罪被害者等支援の取組を進めるにあたって、必要と考えられる施策、取組等」および「三重県の犯罪被害者等支援の取組にかかる方向性」について

#### 《主な意見》

- 他県の先進的な条例をよく研究し、取り入れられるものは取り入れてほしい。
- 「二次被害防止」についても条文に盛り込んでいただきたい。
- 実務者同士が意見交換を行うようなネットワーク会議を開催してほしい。
- 市町と連携して、犯罪被害者支援等の窓口を、県民にしっかりと周知していただきたい。
- 誰しも被害者になる可能性がある。県内どの市町でも同じような支援が受けられ、安心して暮らせるような体制整備をめざしてほしい。
- 理念として、被害者保護、福祉向上だけではなく、三重県は、「県民への理解の促進」というのを一つの特徴としてはどうか。

### ② 第2回検討懇話会（9月10日）

#### 《議題1》

三重県のこれまでの取組と「三重県犯罪被害者等支援条例（仮称）」との関係性の明確化について

#### 《主な意見》

- 県内の安全安心の実現に向けては、「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例」および「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム」で定める理念をふまえ、「防犯」と「犯罪被害者等支援」を両輪として捉えたうえで、議論していくべきである。
- 今後の「被害者等支援」の議論においては、三重県の地域性を意識しながら、検討していくことが必要である。

#### 《議題2》

条例案検討にあたっての本県の犯罪被害者等支援に係る現状と課題について

#### 《主な意見》

- 市町の担当課（窓口）は、兼務体制が多く、相談があっても何をすれば良いのか分からぬケースもあるため、条例を制定することにより市町の取組を補完していく必要がある。
- より多くの県民に知ってもらい、きめ細かい支援を実現するため、県民にも分かりやすい相談窓口を設置する必要がある。

### 《議題3》

#### 「三重県犯罪被害者等支援条例（仮称）」に盛り込むべき項目について <主な意見>

- ・ 県と市町との役割分担について明確にすることが大事で、県は、広報啓発や研修の実施等広域的にわたるものを担当し、市町は犯罪被害者等の日常生活に密着した支援を担い、その仕組をつくっていくというはどうか。
- ・ 犯罪被害者といつても、遭われた犯罪によりそれぞれ状況が異なるので、県民が共通の認識を持てるよう「犯罪被害者等」の定義を明らかにしたほうがいい。
- ・ インターネット等による誹謗・中傷等における二次被害防止について盛り込んだ方がいい。
- ・ 推進計画を策定し、その実施状況についても、第三者等による評価を行い、公表することが望ましい。

#### 4 条例案の構成について

これまでの調査および検討懇話会における議論等をふまえ、犯罪被害者等の必要としている施策等および条例案の構成について、以下および別紙2のとおり整理しました。

##### <第1章>総則

「三重県犯罪被害者等支援条例（仮称）」における目的、犯罪等や犯罪被害者等の定義、基本理念、県、県民、事業者、民間支援団体等の責務を明らかにするものです。

##### <第2章>推進体制の整備

犯罪被害者等の求める支援については、「事件、被害に関する話を聞いてもらう」といったことや、心身に受けた影響から回復するための医療保健および福祉サービスの提供など、犯罪被害者等の個々の状況で異なり、多岐の分野にわたることがわかってきてています。県、警察、みえ犯罪被害者総合支援センター、市町等のさまざまな主体が連携して取り組んでいく必要があることから、さまざまな主体と連携した総合的な支援体制を県が整備することや、推進計画の策定、市町への支援等、県の取組について明らかにするものです。

##### <第3章>基本的施策

実態調査の結果、「支援サービスに関する情報提供」を求める意見や事件後、一時的に働くことができなくなるなど、経済的な困窮に直面している様子が窺えること、また、心身に受けたダメージの回復に向けた支援など、多岐の分野における施策が必要なことが明らかになりました。そこで、「相談および情報の提供」、「経済的負担の軽減」、「保健医療および福祉サービスの提供」等の県が進める具体的な施策について明らかにしたものです。

## 5 今後の制定スケジュール

今後は、県議会においてご議論をいただくとともに、引き続き検討懇話会でのご意見をいただくこととあわせ、市町への意見照会、パブリックコメントなどを行い、県議会平成31年2月定例月会議での条例議案提出に向けて検討を進めてまいります。

- 平成30年11月 第3回検討懇話会
- 平成30年11月 県議会定例月会議：中間案説明
- 平成30年12月から平成31年1月 パブリックコメント、市町への意見照会
- 平成31年1月 第4回検討懇話会
- 平成31年2月 県議会定例月会議：条例議案提出
- 平成31年4月 条例施行

## 別紙1

### 「三重県犯罪被害者等支援条例（仮称）」制定にあたっての 犯罪被害者等実態調査（最終集計）

1 調査の目的

2 調査方法

#### 【回答者の属性】

問1 あなたについて

#### 【被害後の問題】

問2 被害に遭われた後、どのような問題に悩まされましたか。

それぞれの項目についてご記載ください。

(1) 経済面について

(2) 生活面について

(3) 心身の不調について

(4) 人間関係について

#### 【必要な支援】

問3 事件後に必要な支援について必要だと思うものに○をつけて  
ください。

## 1 調査の目的

「三重県犯罪被害者等支援条例（仮称）」の制定を検討するにあたり、実際に犯罪の被害に遭われた方、およびそのご家族等（以上をあわせて「犯罪被害者等」という。）を対象として、犯罪被害者等が求める支援施策を把握し、本県における犯罪被害者等支援に係る条例案および今後の取組に反映させることを目的に実施しました。

## 2 調査方法

### （1）調査対象

みえ犯罪被害者総合支援センターに実際に相談を行っている犯罪被害者等（35名）を対象としました。

### （2）調査方法

上記調査対象者に対し、趣旨を説明したうえで、調査票を配付しました。

無記名記載の調査票を郵送により回収し、24名から回答をいただきました。

### （3）調査期間

平成30年6月29日から順次調査票を送付し、8月31日を回答期限としました。

### （4）調査票および調査結果について

調査票については、名古屋市が「名古屋市犯罪被害者等支援条例（仮称）」の制定にあたって実施した「名古屋市犯罪被害者等ニーズ調査結果報告書」（平成29年7月 名古屋市）（以下、「名古屋市調査」という。）を参考にして作成しました。

なお、調査の結果については、名古屋市調査との比較検討も行っています。

＜参考：名古屋市調査の概要＞

回答総数：75人

年 代：20歳未満 1人 20歳代 2人 30歳代 1人 40歳代 13人

50歳代 19人 60歳代 22人 70歳以上 16人 不明 1人

性 別：男 31人 女 43人 不明 1人

居住地：名古屋市内 12人 名古屋市外 62人 不明 1人

被害者との関係：被害者本人 3人 配偶者 5人 親 47人 子ども 16人

きょうだい 7人 その他 1人

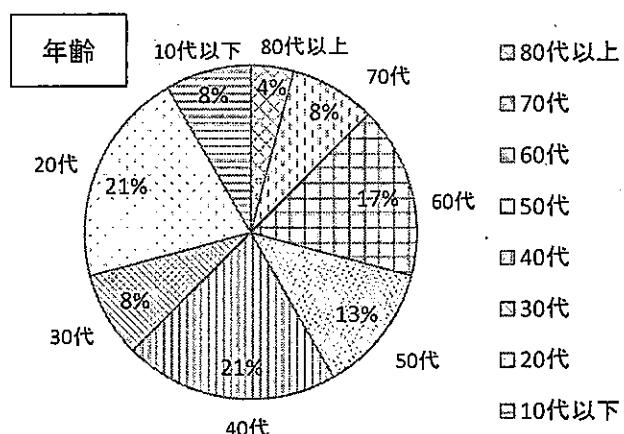
※被害者との関係はその内容が複数にわたるため、回答者総数より多い。

【回答者の属性】

問1 あなたについて(差し支えのない範囲でお答えください)

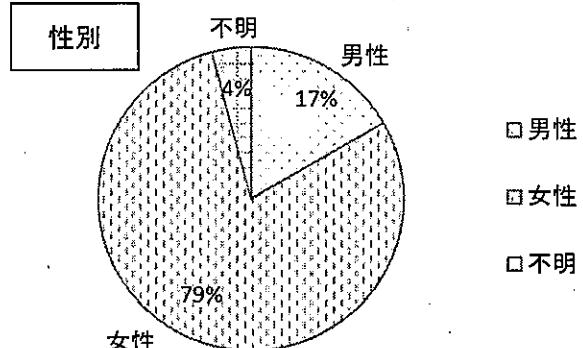
【三重県】

	年代	人数
年齢	80代以上	1
	70代	2
	60代	4
	50代	3
	40代	5
	30代	2
	20代	5
	10代以下	2
	合計	24



【三重県】

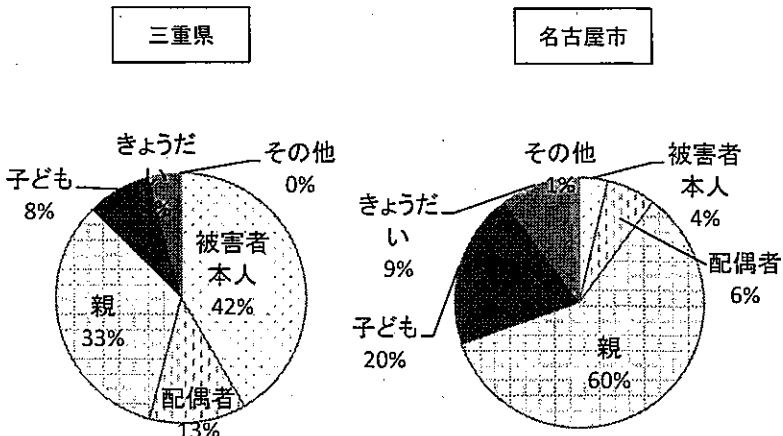
	性別	人数
性別	男性	4
	女性	19
	不明	1
	合計	24



【三重県】

	回答	人数
被害者との関係	被害者本人	10
	配偶者	3
	親	8
	子ども	2
	きょうだい	1
	その他	0
	合計	24

被害者との関係



【名古屋市】

	回答	人数
被害者との関係	被害者本人	3
	配偶者	5
	親	47
	子ども	16
	きょうだい	7
	その他	1
	合計	79

※被害者との関係はその内容が複数にわたるため回答者総数より多い

### 【被害後の問題】

問2 被害に遭われた後、どのような問題に悩まされましたか。それぞれの項目についてご記載ください。

注) 表上段が当県、下段が名古屋市の調査数値(75人)を「%」で表示(以下同じ。)

数値は四捨五入のため、合計数値は100%となりません。(以下同じ。)

#### (1) 経済面について

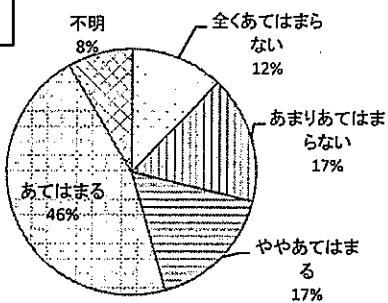
(%)

区分	全くあてはまらない	あまりあてはまらない	ややあてはまる	あてはまる	不明
1. 収入が減り、生活が苦しくなった	12	17	17	46	8
	43	21	16	20	0
2. 事件に関して、医療費、交通費、裁判費用などの負担が生じた	25	0	21	46	8
	12	17	17	50	4
3. 事件がきっかけで退職・休職しなければならなかった	33	0	8	46	13
	38	12	11	36	3
4. 裁判で損害賠償請求が認められたが、賠償金が支払われていない	58	0	4	17	21
	46	11	1	17	25

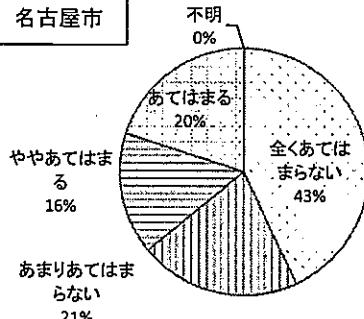
#### <設問ごとの名古屋市調査との回答割合比較>

##### 1. 収入が減り、生活が苦しくなった

三重県

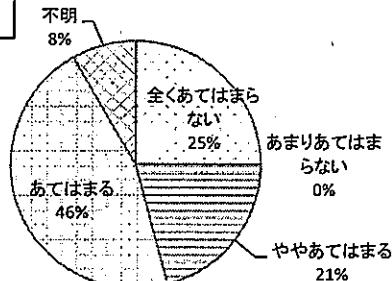


名古屋市

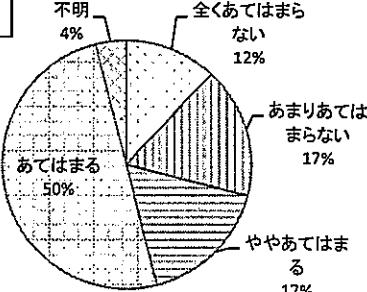


##### 2. 事件に関して、医療費、交通費、裁判費用などの負担が生じた

三重県

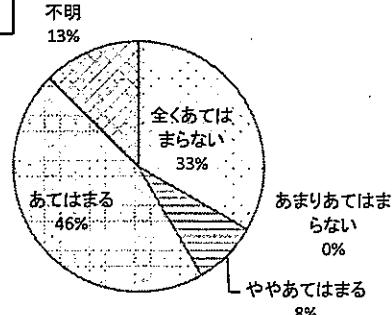


名古屋市

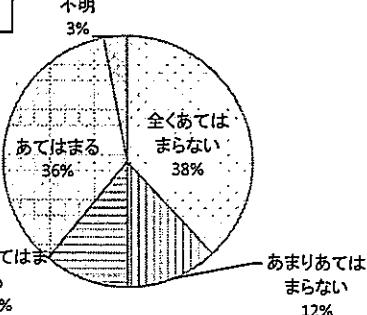


##### 3. 事件がきっかけで退職・休職しなければならなかった

三重県

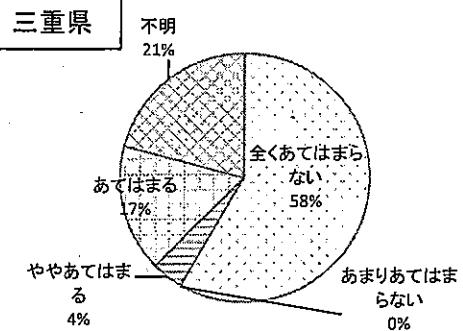


名古屋市

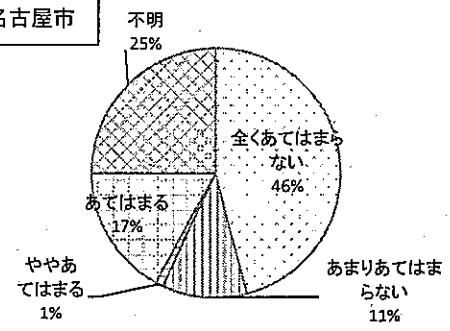


4. 裁判で損害賠償請求が認められたが、賠償金が支払われていない

三重県



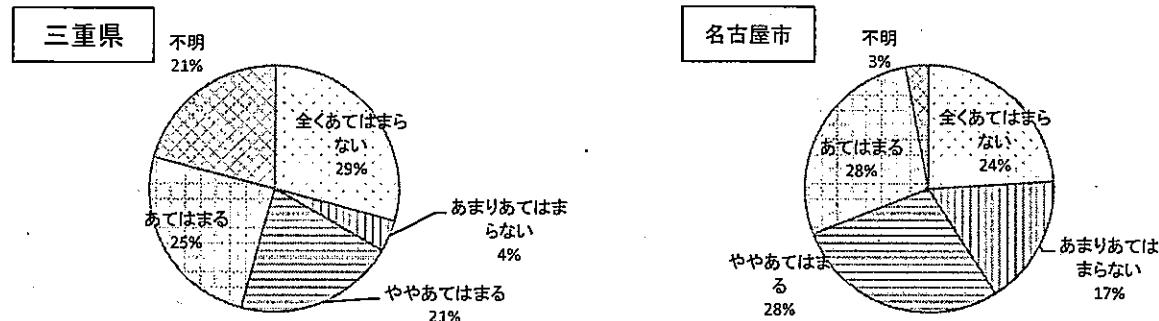
名古屋市



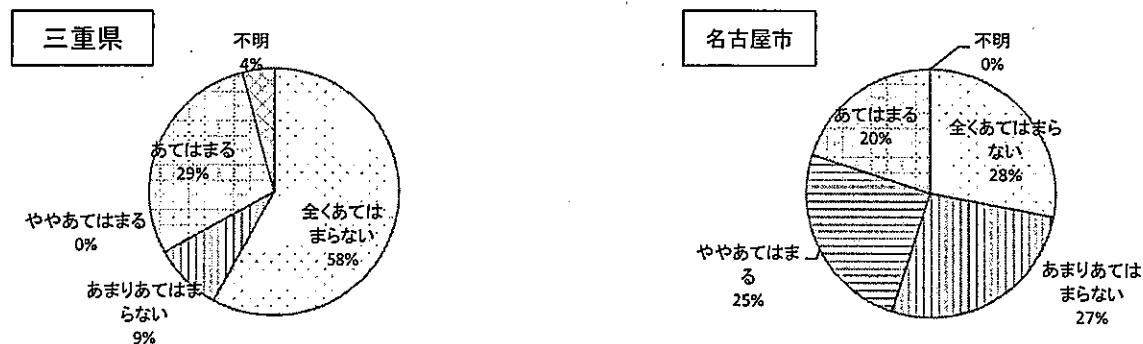
(2)生活面について

区分	全くあてはまらない	あまりあてはまらない	ややあてはまる	あてはまる	不明
1. 家事、育児、介護などが出来なくなつた	29	4	21	25	21
	24	17	28	28	3
2. マスコミの取材で生活に支障が出た	58	9	0	29	4
	28	27	25	20	0
3. 転居しなければならなかつた	42	21	12	12	13
	57	19	4	17	3
4. 刑事手続きについて分からず困つた	25	8	17	37	13
	8	15	24	44	9
5. 民事裁判の手続きが分からず困つた	29	12	13	29	17
	11	16	19	34	20
6. 役所の手続きが分からず困つた	17	8	25	42	8
	9	25	27	24	15

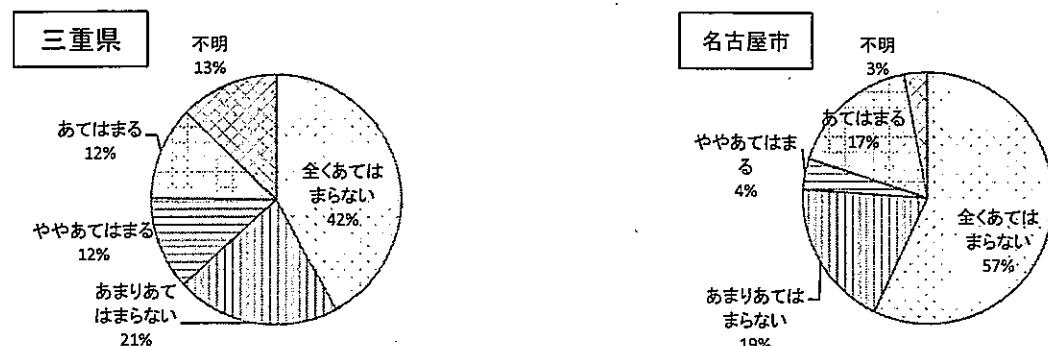
1. 家事、育児、介護などが出来なくなつた



2. マスコミの取材で生活に支障が出た

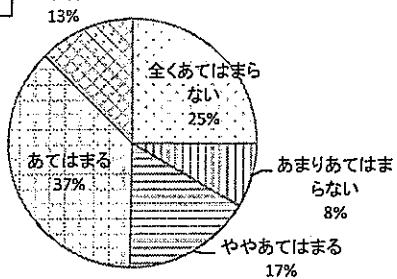


3. 転居しなければならなかつた

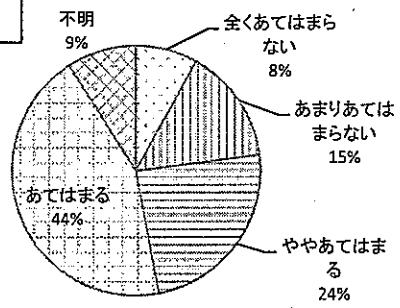


#### 4. 刑事手続きについて分からず困った

三重県

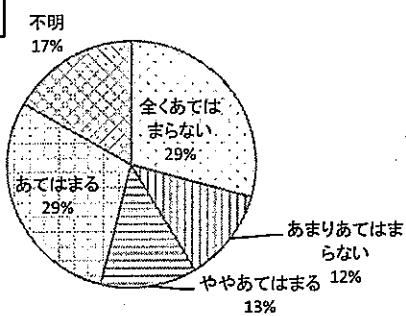


名古屋市

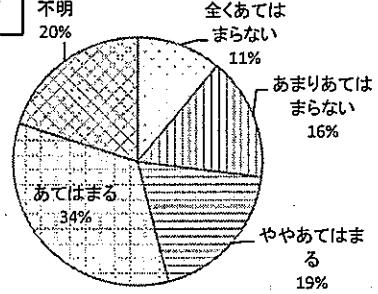


#### 5. 民事裁判の手続きが分からず困った

三重県

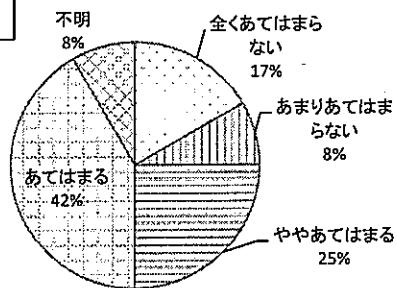


名古屋市

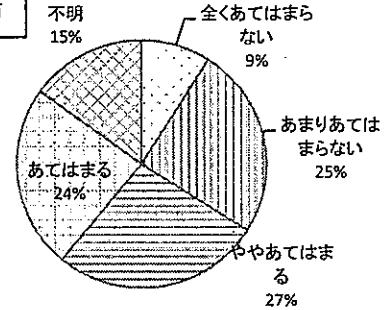


#### 6. 役所の手続が分からず困った

三重県



名古屋市

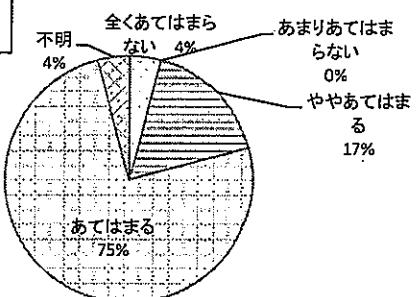


(3)心身の不調について

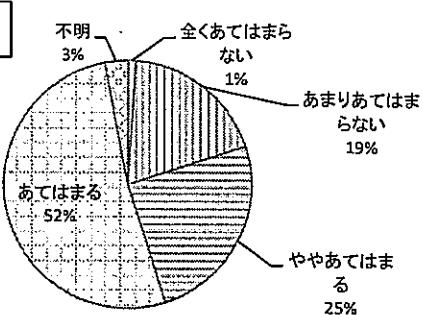
区分	全くあてはまらない	あまりあてはまらない	ややあてはある	あてはまる	不明
1. 不眠、食欲減退などの症状が1ヵ月以上続いた	4	0	17	75	4
	1	19	25	52	3
2. 心身の不調のため、医療機関で治療を受けた	17	8	4	58	13
	16	27	15	41	1
3. 無力感に苛まれた	4	8	21	67	0
	1	8	23	64	4

1. 不眠、食欲減退などの症状が1ヵ月以上続いた

三重県

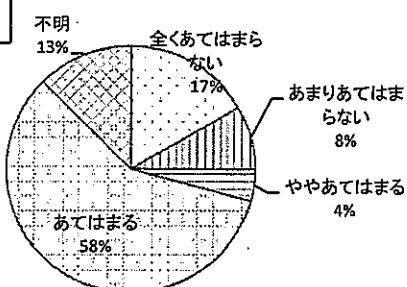


名古屋市

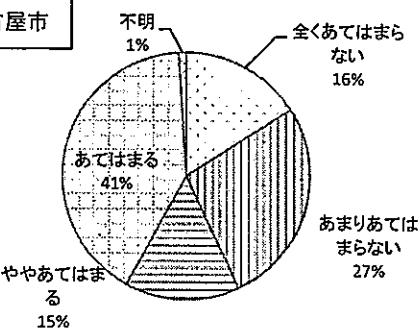


2. 心身の不調のため、医療機関で治療を受けた

三重県

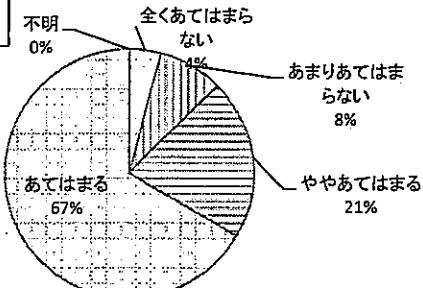


名古屋市

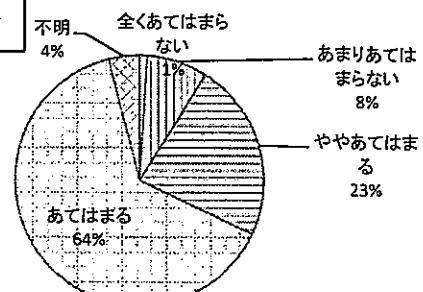


3. 無力感に苛まれた

三重県



名古屋市

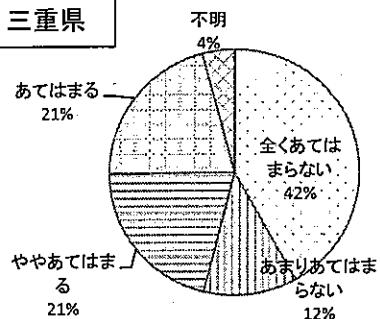


(4) 人間関係について

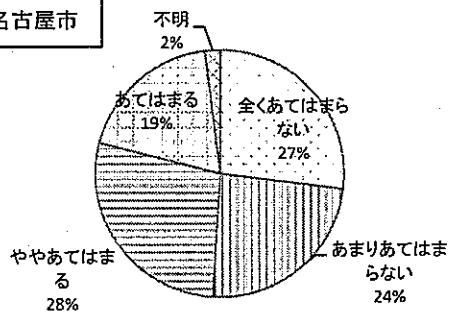
区分	全くあてはまらない	あまりあてはまらない	ややあてはまる	あてはまる	不明
1. 事件後、家族関係が悪くなってしまった	42	12	21	21	4
	27	24	28	19	2
2. 人目が気になり、外出できなくなつた	17	12	33	38	0
	12	28	31	27	2
3. 噂をたてられたり、心ない言葉に傷つけられたりした	34	8	17	33	8
	15	23	21	38	3
4. インターネット等で誹謗中傷をうけた	42	12	13	25	8
	46	17	12	17	8
5. 相談できる人がいなかつた	29	29	13	25	4
	21	29	19	27	4

1. 事件後、家族関係が悪くなってしまった

三重県

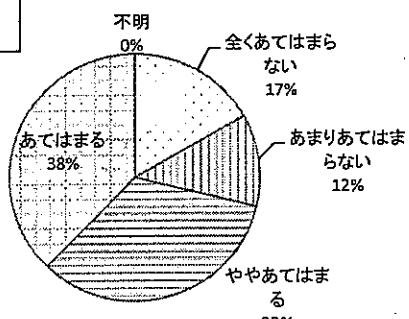


名古屋市

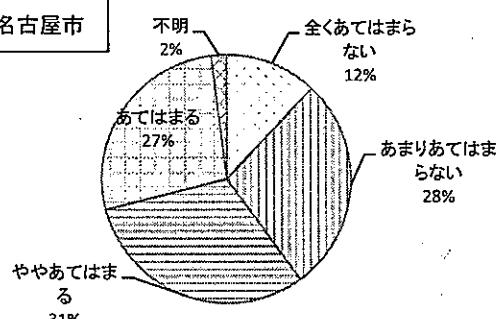


2. 人目が気になり、外出できなくなつた

三重県

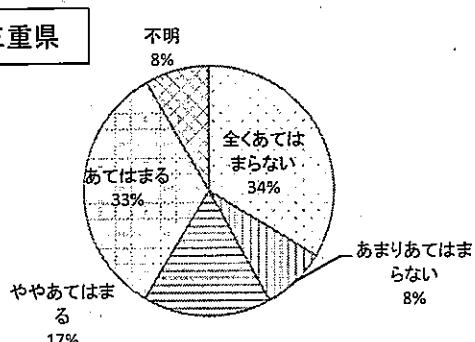


名古屋市

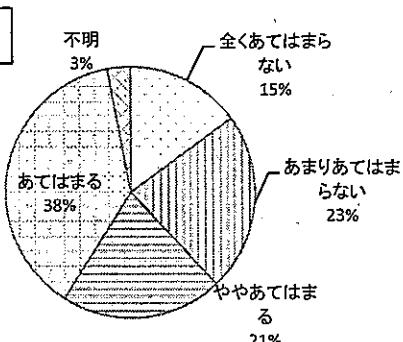


3. 噂をたてられたり、心ない言葉に傷つけられたりした

三重県

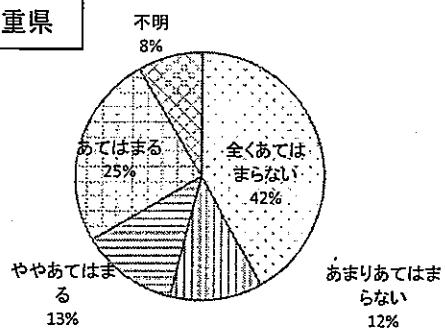


名古屋市

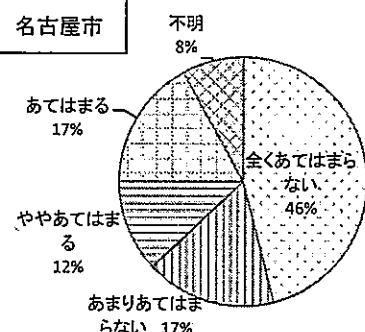


#### 4. インターネット等で誹謗中傷をうけた

三重県

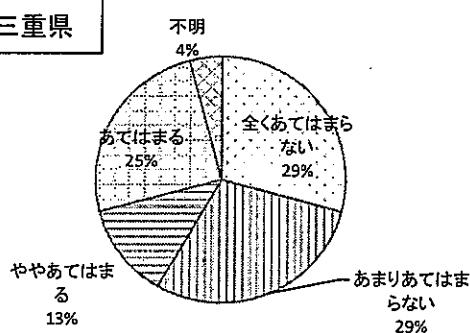


名古屋市

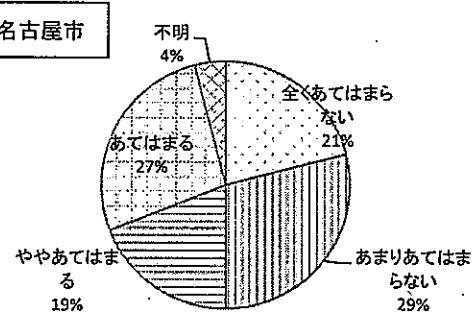


#### 5. 相談できる人がいなかつた

三重県



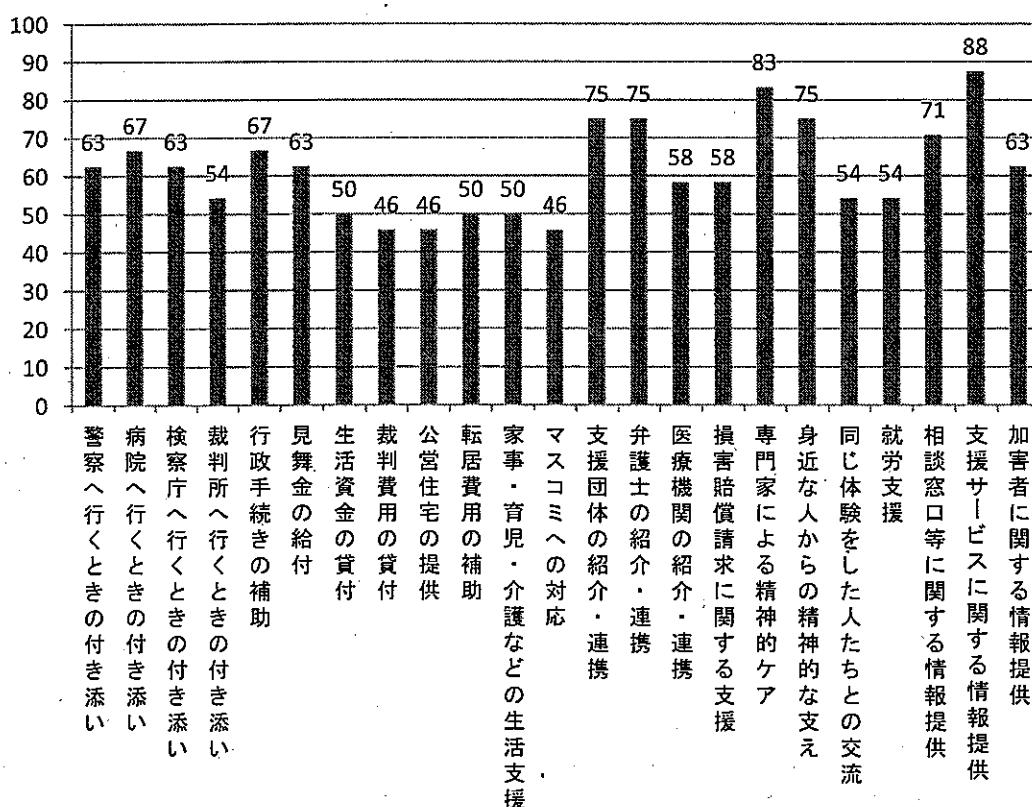
名古屋市



【必要な支援】

問3 事件後に必要な支援について必要だと思うものに○をつけてください(いくつでも)

区分	当県調査 (%)	割合順位	名古屋市調査(%)	
			直後	中長期
1. 警察へ行くときの付き添い	63	9位	61	23
2. 病院へ行くときの付き添い	67	7位	32	8
3. 檢察庁へ行くときの付き添い	63	9位	56	31
4. 裁判所へ行くときの付き添い	54		57	39
5. 行政手続きの補助	67	7位	49	17
6. 見舞金の給付	63	9位	36	17
7. 生活資金の貸付	50		28	19
8. 裁判費用の貸付	46		24	25
9. 公営住宅の提供	46		17	15
10. 転居費用の補助	50		23	19
11. 家事・育児・介護などの生活支援	50		48	28
12. マスコミへの対応	46		56	23
13. 支援団体の紹介・連携	75	3位	56	35
14. 弁護士の紹介・連携	75	3位	73	37
15. 医療機関の紹介・連携	58		29	20
16. 損害賠償請求に関する支援	58		55	41
17. 専門家による精神的ケア	83	2位	52	48
18. 身近な人からの精神的な支え	75	3位	53	39
19. 同じような体験をした人たちとの交流	54		37	55
20. 就労支援	54		-	-
21. 相談窓口等に関する情報提供	71	6位	-	-
22. 支援サービスに関する情報提供	88	1位	-	-
23. 加害者に関する情報提供	63	9位	57	61



問3設問において 回答割合の高い上位12項目

区分	当県調査 (%)	割合順位	名古屋市調査(%)	
			直後	中長期
22. 支援サービスに関する情報提供	88	1位	-	-
17. 専門家による精神的ケア	83	2位	52	48
13. 支援団体の紹介・連携	75	3位	56	35
14. 弁護士の紹介・連携	75	3位	73	37
18. 身近な人からの精神的な支え	75	3位	53	39
21. 相談窓口等に関する情報提供	71	6位	-	-
2. 病院へ行くときの付き添い	67	7位	32	8
5. 行政手続きの補助	67	7位	49	17
1. 警察へ行くときの付き添い	63	9位	61	23
3. 檢察庁へ行くときの付き添い	63	9位	56	31
6. 見舞金の給付	63	9位	36	17
23. 加害者に関する情報提供	63	9位	57	61

## 別紙2

### 三重県犯罪被害者等支援条例(仮称)の概要【案】について

寄り添い、付き添い、途切れることのない支援  
犯罪被害者等を支える社会をめざして

#### I 総則

##### 【目的】

- 犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに県等の責務を明らかにします。
- 犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進します。
- 犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建を図り、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的とします。

##### 【定義】

この条例において必要な用語を定義します。

- 犯罪等
- 犯罪被害者等
- 二次被害
- 民間支援団体

##### 【責務】

###### ➢ 県の責務

犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し実施する責務を有します。

###### ➢ 県民の責務

犯罪被害者等支援の必要性等についての理解、二次被害が生じることのないよう十分な配慮、県が実施する犯罪被害者等支援施策への協力に努めます。

###### ➢ 事業者の責務

犯罪被害者等支援の必要性等についての理解、二次被害が生じることのないよう十分な配慮、県が実施する犯罪被害者等支援施策への協力に努めます。

###### ➢ 民間支援団体の責務

犯罪被害者等の支援に関する知識及び経験を活用した犯罪被害者等支援、県が実施する犯罪被害者等支援施策への協力に努めます。

##### 【基本理念】

- 犯罪被害者等が有する個人の尊厳にふさわしい待遇が保障されること。
- 犯罪被害者等が受けた被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている生活環境その他の事情に応じ適切に推進されること。
- 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、犯罪被害者等の立場に立ち、必要な支援が途切れることなく提供されること。

#### II 推進体制の整備

##### 【総合的な支援体制の整備】

犯罪被害者等支援を総合的に推進するための体制を整備します。

##### 【推進計画】

犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を定めます。

##### 【支援従事者の育成】

犯罪被害者等の支援に従事する者（支援従事者）に対して、研修等を実施します。

##### 【支援従事者に対する支援】

支援従事者が犯罪被害者等と同様の心理的外傷を受けることを防止するための研修等を実施します。

##### 【民間支援団体等への支援】

民間支援団体等の活動の促進を図るため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供等必要な施策を行います。

##### 【市町への支援等】

市町と協力して取組を進めます。また、市町が設置する犯罪被害者等支援を総合的に行う窓口の体制の充実を図るための必要な支援を行います。

### III 基本的施策

#### 【相談及び情報の提供】

犯罪被害者等からの相談に応じ、犯罪被害者等の二次被害の防止及び被害の潜在化を防止するとともに必要な情報の提供及び助言等を行います。

#### 【経済的負担の軽減】

犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図ります。  
「犯罪被害者等見舞金」（仮称）制度の導入の検討を進めています。

#### 【保健医療及び福祉サービスの提供】

犯罪被害者等の心身の状況等に応じた適切な保健医療サービスや福祉サービスを提供します。

#### 【損害賠償請求への支援】

損害賠償請求訴訟に関し、関係機関の紹介等の取組を行います。

#### 【安全の確保】

犯罪被害者等の安全を確保するため、一時保護、施設の入所等による保護、防犯指導等を行います。

#### 【居住の安定】

犯罪被害者等の県営住宅への優先入居等の施策を行います。

#### 【雇用の安定】

犯罪被害者等への就労支援を行います。  
事業者に対して、情報の提供等を行います。

#### 【県民の理解の促進】

市町と連携し、犯罪被害者等支援の必要性等についての県民の理解を深めるとともに、犯罪被害を考える週間を設定します。

#### 【学校における教育】

学校において、犯罪被害者等支援の理解を深めるとともに、二次被害を防止するために必要な教育が行われるよう、必要な施策を行います。

#### 【個人情報の適切な管理】

個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等の個人情報を適切に取り扱います。

## 6 三重県総合博物館の機能向上に向けた取組について

### 1 現状

三重県総合博物館は、平成26年4月の開館以来、「①三重の自然と歴史・文化に関する資産を保全・継承し、次代へ活かす、②学びと交流を通じて人づくりに貢献する、③地域への愛着と誇りを育み、地域づくりに貢献する」の3つの使命の実現に向けて取組を進めてきました。

これまで、来館者や博物館を利用する学校、各種団体、企業等からの体験学習やワークショップの開催といった多様なニーズに対応して県民サービスの向上を図るとともに、企業と連携したコーポレーション・デーの実施や学校・大学と連携した学習・研究発表の取組を進めるなど、効果的な館運営に一定の成果が出ていますが、開館5年目の節目を迎え、機能向上に向け点検を行う必要があります。

### 2 課題

これまで、博物館開館の立ち上げや、魅力的な企画展の開催およびこれに関連する事業の実施などに注力していましたが、博物館の運営にとって最も重要で博物館の基礎となる資料の整理・保存や調査・研究、遠隔地の県民に対するアウトリーチ活動（移動展示、出前授業）等に対して、十分に対応できていないことが、大きな課題となっています。

また、来館者や博物館を利用する学校、各種団体、企業等から、SNSによる情報発信や各種イベントの実施、体験コーナーの充実など、さまざまな要望がありますが、現状では業務の負担が大きく、十分に対応することが困難な状況です。

現在の博物館の開館時間は、仕事や学校帰りの利用者を見込んで交流創造エリアを19時までとし、展示エリアについても土・日・祝日については19時まで延長していますが、過去3年間の来館者の利用状況を見てみると、17時から19時までの利用率は利用者全体の5.3%と低い状況にあります。

#### ＜現在の開館時間等＞※

展示エリア (基本展示室、企画展示室、交流展示室)	平日／9時～17時 土・日・祝／9時～19時
交流創造エリア (交流活動室、こども体験展示室、実習室、資料閲覧室、 三重の実物図鑑、レクチャールーム、レファレンスカウンター)	9時～19時

※ 三重県総合博物館条例第14条第3項の規定による開館時間、入館時間及び利用時間の変更については、館長へ事務が委任されており、多くの来館者が見込まれる時期（土・日・祝）には展示室の利用時間を17時から19時まで延長するなど弹力的な運用を実施。

### 3 課題解決に向けた県民ニーズ等の把握

これらの課題の解決に向けた取組にいち早く着手するためには、県民ニーズを把握しておく必要があることから、来館者の多い8月にアンケートを実施しました。  
(三重県総合博物館の運営に関するアンケート、8月4～21日、回収数430人)

#### (アンケート結果の概要)

アンケートの結果、別添のとおり、普段よく利用する時間（問3）については、9時～11時が34.4%と最も高く、13時～15時が32.2%、11時～13時が26.9%の順となっています。

なお、開館時間のあり方（問4）では、「夏休みやゴールデンウィークなど特定の時期や曜日だけ19時まで開館する」が47.7%と最も高く、「17時で閉館してもよい」が31.2%、「19時まで開館するほうがよい」が15.3%でした。

また、今後力を入れてほしい取組（問5）では、「魅力ある企画展の開催」が49.3%と最も高く、「展覧会やイベントの情報発信」が34.9%、「企画展等と連携したイベントの実施」が33.5%などとなっています。

### 4 アンケート結果等を踏まえた今後の取組

8月のアンケート結果やこれまでの来館者の利用状況をふまえ、来館者に支障なくさらなる県民サービスの向上や今後の博物館の運営の基礎となる取組に効果があるのかどうかを検証するため、試行として11月中旬から翌年2月中旬の約3か月間、開館時間を17時までとします。また、その期間、来館者にアンケートを行うとともに、博物館の運営面の効果等について検証いたします。

この試行結果により、県民にとって開館時間の見直しが、サービスの低下や支障にならないようであれば、制度の改正や県民への周知など、今後、必要な作業を進めます。また、博物館の運営にかかるさまざまな取組を充実させ、その成果を博物館の活動を通じて県民に届けていきます。

### 5 今後のスケジュール（案）

平成30年10月 開館時間変更の試行にかかる周知

11月～平成31年2月 開館時間変更（17時まで予定）の試行

来館者アンケートの実施

2月 アンケート結果の分析・運営面の効果等検証

3月 常任委員会への結果報告

<開館時間を見直す場合>

平成31年度中 条例の一部改正

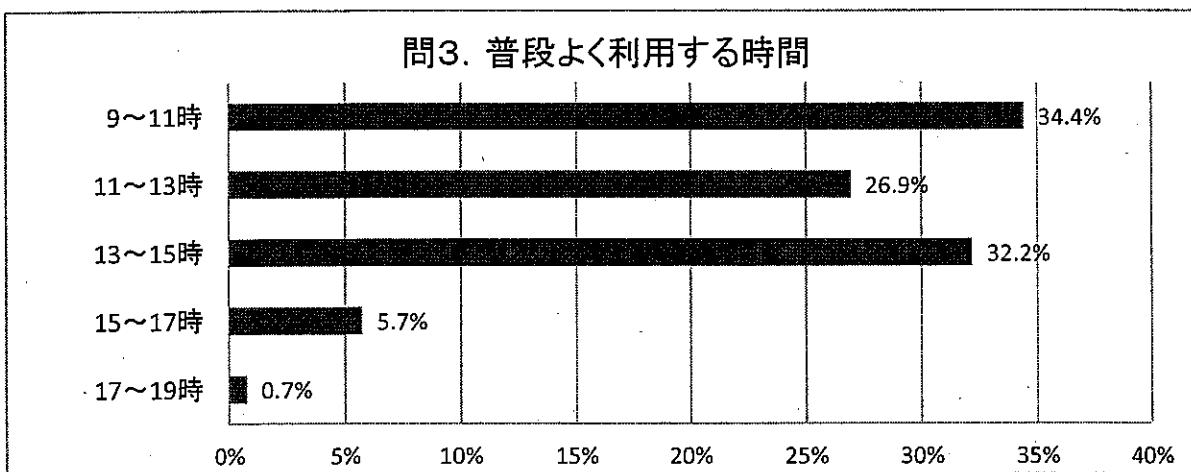
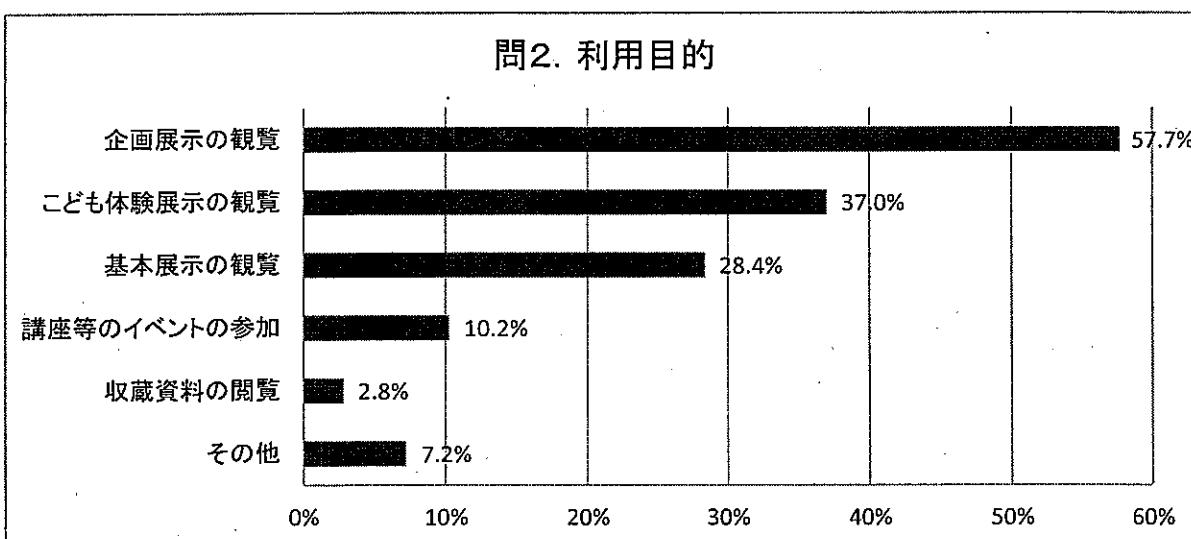
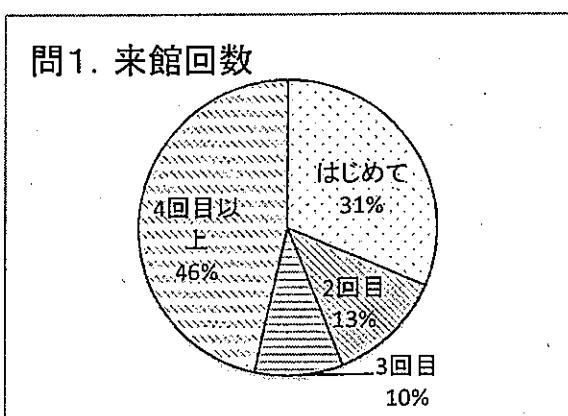
条例改正に伴う開館時間変更の周知

開館時間の変更

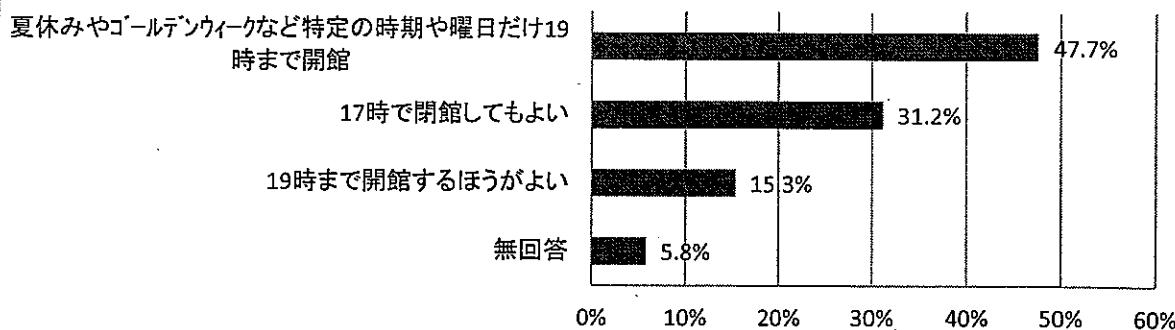
## 三重県総合博物館の運営に関するアンケート

アンケート実施期間 平成30年8月4日（土）～21日（火）

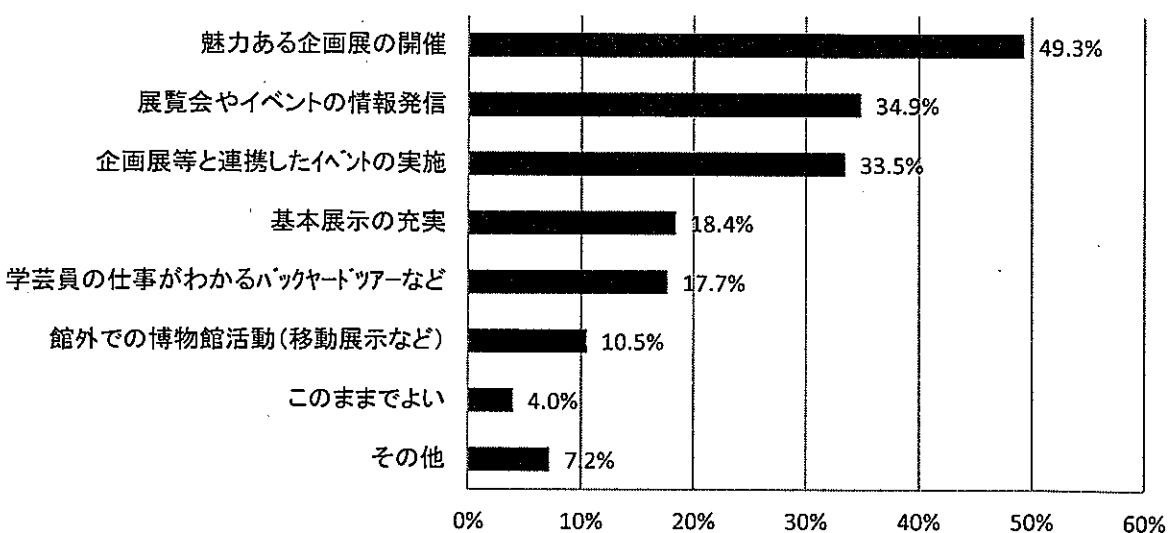
アンケート回収数 430人（うち、17時以降入館者からの回収数 28人 6.5%）



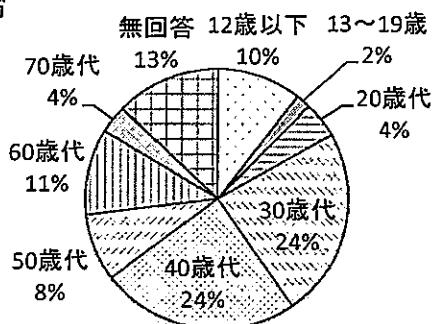
#### 問4. 開館時間のあり方



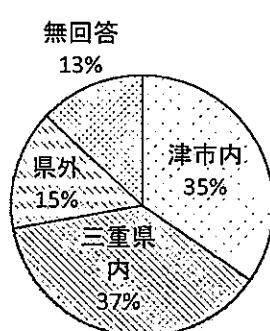
#### 問5. 今後力を入れてほしい取組



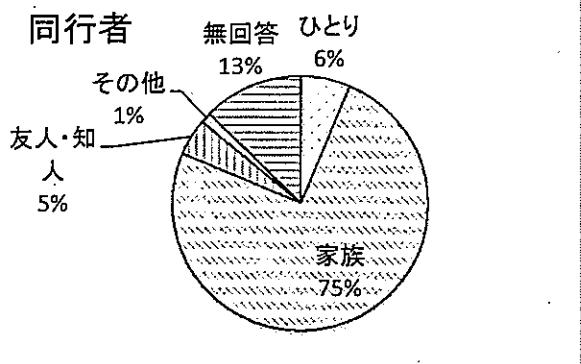
#### 年齢



#### 居住地



#### 同行者



## 7 RDF 焼却・発電事業について

### 1 三重県RDF運営協議会における検討

#### (1) 三重県RDF運営協議会総務運営部会における検討

RDF焼却・発電事業については、事業期間を2021年3月末までとしていますが、昨年、三重県RDF運営協議会（以下「協議会」という。）の総務運営部会（以下「部会」という。）において、新たなごみ処理体制の準備を進めていた桑名広域清掃事業組合から、同組合の新ごみ処理施設の完成時期が当初の計画から15ヶ月短縮され、来年12月末となるとともに、同施設の試運転のため同年9月に三重ごみ固形燃料発電所へのRDFの搬入を終了する予定である旨の報告がありました。

これを受けて、協議会では部会を10回開催し、RDF焼却・発電事業への影響とその対応について検討を行った結果、すべてのRDF製造団体が、来年9月を軸として発電所へのRDFの搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行できる環境が整ったとの共通認識に至りました。

#### (2) 協議会総会での決議

部会での検討をふまえ、本年7月19日に協議会総会が開催され、

- ・RDF製造団体は、来年9月を軸に三重ごみ固形燃料発電所へのRDFの搬入を終了し、新たなごみ処理体制へ移行すること
- ・県は、RDF製造団体においてポストRDFに向けて必要となる施設整備等に対する支援を検討すること

等が決議されました。（別紙参照）

### 2 ポストRDFに向けた施設整備等

各製造団体では、RDF焼却・発電事業終了後の新たなごみ処理体制への移行に向け、以下のとおりごみ中継施設の整備やRDF化施設の撤去が検討されているところです。

桑名広域清掃事業組合	伊賀市	香肌奥伊勢資源化広域連合	紀北町	南牟婁清掃施設組合
RDF化施設撤去	ごみ中継施設整備	ごみ中継施設整備	RDF化施設撤去	ごみ中継施設整備

### 3 新たなごみ処理体制の整備に向けた県の対応

関係市町が、新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、引き続き市町における新ごみ処理施設整備に向けた検討会への参画や、市町間の調整、情報提供などを通じて技術的支援を行っていくとともに、関係市町からの要望をふまえ、ポストRDFに向けて必要となる施設整備等に対する財政支援について、補助範囲や補助率など具体的な検討を進めているところです。

## <参考>市町等における検討状況

### (1) 桑名広域清掃事業組合

桑名市、木曽岬町、東員町の3市町の枠組みで、新ごみ処理施設整備の準備が進められ、設計・建設業務と20年間の管理運営業務とを一括した契約が昨年5月に締結されました。

また、落札者の提案により整備期間を当初の計画から15ヶ月短縮し、本年2月に着工されています。

来年9月以降は新ごみ処理施設で可燃ごみを処理することとなります。RDF化施設についてはその後撤去を行う予定であり、撤去時期については検討が進められています。

### (2) 伊賀市

2014年3月、同市の「廃棄物処理のあり方検討委員会」からの答申に基づき、ごみ処理の広域化実現までの一時的なごみの処理方法として、民間処理する方針が示されています。

来年9月以降は可燃ごみを民間処理することとしており、今年度中にごみ中継施設整備工事を発注する予定です。

### (3) 香肌奥伊勢資源化広域連合

多気町、大台町、大紀町の3町の枠組みで、ごみ処理の方向性について検討が行われ、概ね10年間を目途に民間処理する方針が示されています。

来年8月以降は可燃ごみを民間処理することとしており、今年度中にごみ中継施設整備工事を発注する予定です。

### (4) 紀北町

ごみを安定的に処理できる方策について、検討が進められています。

来年9月以降はRDFを民間処理することとしており、その後新たなごみ処理施設の完成に合わせてRDF化施設の撤去を行う予定です。

### (5) 南牟婁清掃施設組合

ごみを安定的に処理できる方策について、検討が進められています。

来年9月以降はRDFを民間処理し、2021年4月以降はごみ中継施設の整備を行い、可燃ごみを民間処理する予定です。

なお、紀北町、南牟婁清掃施設組合については、尾鷲市を含めた5市町で、ごみ処理の広域化を前向きに検討していくことが確認されています。

また、尾鷲市は、本年5月11日、尾鷲三田火力発電所構内の一部について、広域ごみ処理施設の建設予定地として整備を進めるることに関して、中部電力(株)に協議の開始を申し入れ、同年5月17日、承諾するとの回答がありました。

今後、2023年度中の稼働を目指にして、広域ごみ処理施設の建設に向けての準備が進められていく予定です。

平成 30 年 7 月 19 日 三重県 R D F 運営協議会 総会

## R D F 焼却・発電事業に関する決議

R D F 焼却・発電事業については、事業期間を平成 33(2021)年 3 月 31 日までとしていたが、桑名広域清掃事業組合の新ごみ処理施設の完成が平成 31(2019)年 12 月末となり、また、同施設の試運転のため同年 9 月に三重ごみ固形燃料発電所への R D F の搬入が終了するなど、新たなごみ処理体制の構築に進展が見られることとなった。

このため、平成 26(2014)年 1 月 17 日に締結した R D F 焼却・発電事業に係る確認書（以下「確認書」という。）及び総務運営部会での協議結果をふまえ、以下のとおり決議する。

- 1 製造団体は、平成 31(2019)年 9 月を軸に三重ごみ固形燃料発電所への R D F の搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行する。
- 2 県は、R D F の製造を継続する団体に対して、三重ごみ固形燃料発電所に代わる新たな処理先の確保に責任を持って協力する。
- 3 R D F の製造を継続する団体に対しては、平成 33(2021)年 3 月 31 日までの間に、新たな処理先におけるトラブル等により現行の R D F 処理委託料（14,145 円/t（税抜））を超える額での処理が必要となった場合に、その超過分を確認書第 3 条に規定する事業の運営に要する費用として取り扱うセーフティーネットを設ける。
- 4 確認書第 3 条の規定に基づき事業の運営に要する費用の清算を行い、清算金を確定するものとし、清算金は、R D F の処理及び運搬に要した費用に応じて、製造団体に分配する。
- 5 県は、製造団体が新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう技術的支援や国への要望を引き続き行うとともに、ポスト R D F に向けて必要となる施設整備等に対する支援を検討する。

## 8 産業廃棄物の不適正処理に係る桑名市源十郎新田事案の後期対策について

### 1 経緯

桑名市源十郎新田事案は、平成19年9月に員弁川・藤川合流点付近の旧産業廃棄物最終処分場近傍の河川敷から廃油の滲出が確認され、平成22年10月に当該箇所の地中から回収した廃油にポリ塩化ビフェニル（P C B）等の有害物質が含まれていることが判明した事案です。

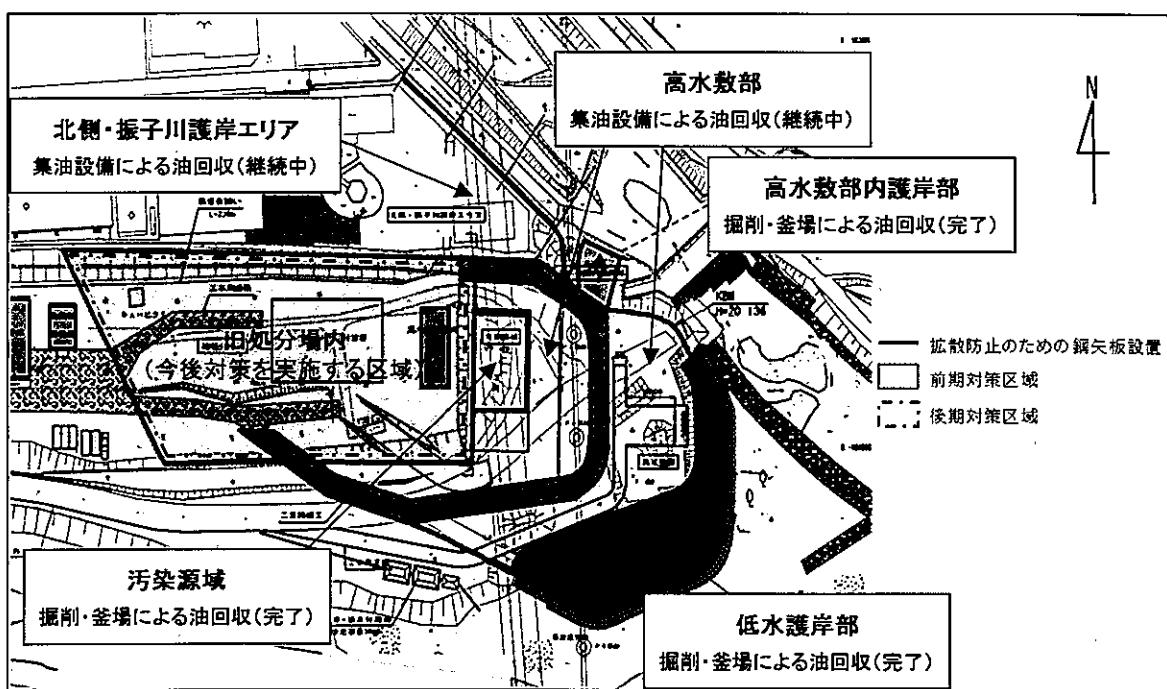
このため、県では、生活環境保全上の支障が生じるおそれや事案地下流域での利水への影響をふまえ、平成23年度に鋼矢板を設置するなど汚染の拡散を防止する緊急対策を講じるとともに、恒久対策として、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（以下「産廃特措法」という。）に基づく実施計画を策定し、平成25年4月に同計画への環境大臣の同意を得て、国の財政支援を受けて支障除去対策を実施しています。

※国の支援は、対象事業費の90%を起債対象とし、うち50%が特別地方交付税措置

### 2 支障除去対策の実施状況

平成26年3月に旧処分場区域以外の区域を対象とした対策（前期対策）に着手し、事案地周囲に鋼矢板を設置して汚染の拡散を防止するとともに、不法投棄区域（汚染源域）等の掘削除去や集油設備によるP C B含有油の回収処理を実施し、平成29年11月に前期対策が完了しました。

※不法投棄区域（汚染源域）からP C B廃棄物のコンデンサ素子の他、揮発性有機化合物（VOC）等を含むドラム缶等が出土。また、一部の区域（高水敷部等）では未だP C B含有油が地中に存在していることから、現在も回収処理を継続中。



各エリアにおける対策

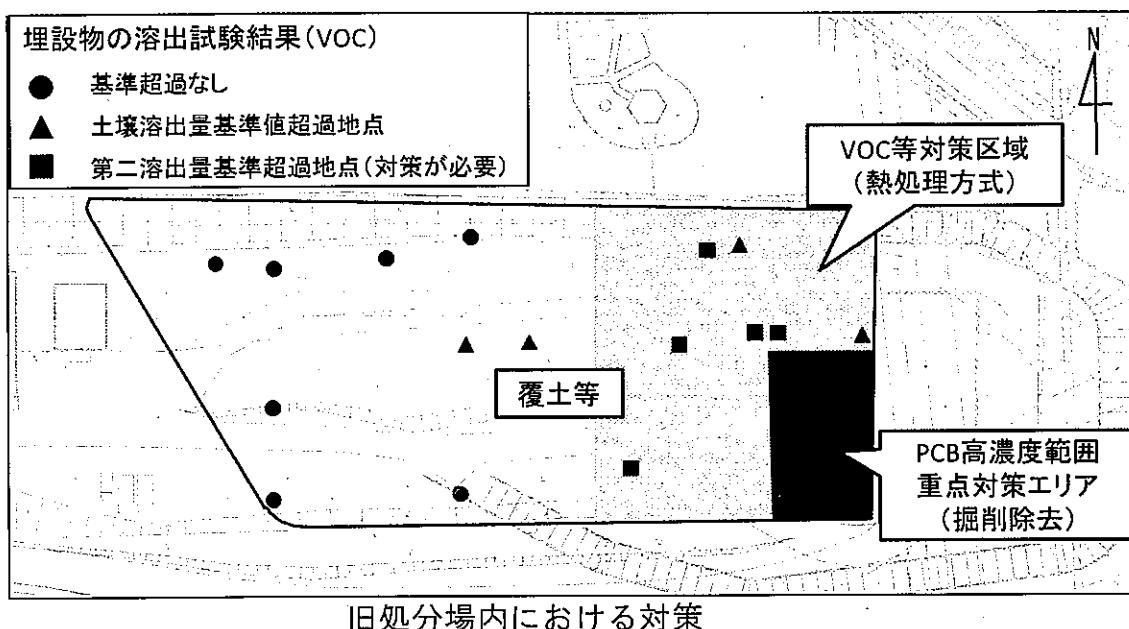
### 3 後期対策の実施

#### (1) 対策工法

後期対策区域（旧処分場区域）の支障除去対策に向けて、平成 29 年度に PCB 等の汚染実態を調査したところ、南東側で高濃度 PCB 汚染が発覚し、東側で揮発性有機化合物（VOC）汚染があることを確認しました。

これらの汚染実態等をふまえ、平成 30 年 7 月に開催した「桑名市源十郎新田事案技術検討専門委員会（委員長：九州大学・島岡隆行教授）」において具体的な対策工法を検討したところ、「PCB 高濃度範囲の掘削 + VOC 等の対策（熱処理方式）+ 拡散防止措置」を講ずることが最適であると判断されました。

※後期対策の事業費は、現時点で約 45 億円（高濃度 PCB 汚染対策：約 26 億円等）の見込み



旧処分場内における対策

#### (2) 実施計画の変更

県は、同委員会での検討結果を受け、後期対策区域における具体的な対策工法（「PCB 高濃度範囲の掘削 + VOC 等の対策（熱処理方式）+ 拡散防止措置」）等を盛り込んだ変更実施計画（案）を策定し、8 月 27 日に三重県環境審議会へ諮問しました。

### 4 今後の取組

今後は、後期対策の実施に向けた実施計画の変更手続きとして、関係市町から意見を聴いた上で、環境省と協議を進め、今年度内に環境大臣の同意を得て、産廃特措法上の期限（平成 34 年度末）までに支障除去対策を的確に実施し、地域住民の安全・安心を確保していきます。

## 9 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について

### 1 趣旨

平成 29 年度において、環境生活部が所管する公の施設のうち、指定管理者に管理を行わせた施設は次の 4 施設です。

これらの施設について、「指定管理者制度に関する取扱要綱」に基づき、平成 29 年度分の管理状況を報告いたします。

### 2 施設の概要および報告内容

施設の名称	(1) 三重県総合文化センター	(2) 三重県環境学習情報センター	(3) みえ県民交流センター	(4) 三重県交通安全研修センター
所在地	津市一身田上津部田 1234	四日市市桜町 3684-11	津市羽所町 700 アスト津 3F	津市垂水 2566
指定管理者	公益財団法人 三重県文化振興事業団	アクティオ株式会社	特定非営利活動法人 みえNPO ネットワークセンター	一般財団法人 三重県交通安全協会
指定の期間	平成 27 年 4 月 1 日 ～ 平成 32 年 3 月 31 日 (5 年間)【4 期目】	平成 28 年 4 月 1 日 ～ 平成 33 年 3 月 31 日 (5 年間)【3 期目】	平成 29 年 4 月 1 日 ～ 平成 34 年 3 月 31 日 (5 年間)【3 期目】	平成 28 年 4 月 1 日 ～ 平成 33 年 3 月 31 日 (5 年間)【5 期目】
報告内容	・平成 29 年度 管理状況報告	・平成 29 年度 管理状況報告	・平成 29 年度 管理状況報告	・平成 29 年度 管理状況報告

※報告内容の詳細は次ページ以降を参照。

# (1) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成29年度分)

<県の評価等>

施設所管部名： 環境生活部

## 1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県総合文化センター (津市一身田上津部田1234番地)		
指定管理者の名称等	公益財団法人三重県文化振興事業団 理事長 雲井 敬 (津市一身田上津部田1234番地)		
指定の期間	平成27年4月1日～平成32年3月31日		
指定管理者が行う管理業務の内容	1 三重県総合文化センターの管理運営及び施設貸出サービス 2 文化会館が提供する各種サービス(音楽・演劇等公演の提供、文化芸術に関する人材育成研修等) 3 生涯学習センターが提供する各種サービス(生涯学習社会づくりに資する情報提供、講座・研修、視聴覚教材・機材の貸出等) 4 男女共同参画センターが提供する各種サービス(男女共同参画社会づくりに資する情報提供、研修、相談、調査研究等) 5 センターPR事業等		

## 2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	H28	H29	H28	H29	
1 管理業務の実施状況	A	A			サービスや経営効率の向上、組織力の強化、県民と歩む施設づくりに努めており、総合文化センター事業の着実な実施や施設・設備の的確な維持管理により、来館者数(779,423人)は目標(714,000人)を大きく上回った。
2 施設の利用状況	A	A			利用者のニーズを把握した対応に努めるとともに、リピーター確保に向けた取組の継続や大規模学会等の誘致などにより、施設利用率は82.5%と目標の79.4%を超える、平成28年度実績(80.9%)をさらに上回っている。施設利用者(催事の主催者)とのきめ細かな事前ミーティングの実施や、おまかせサービス、施設の利便性向上の取組により施設利用者の満足度も87.1%と目標の83.0%を上回っている。
3 成果目標及びその実績	A	A			成果目標13項目中12項目で目標を達成し、未達成の項目についても、要因分析を行い、改善に向けた対策を講じている。

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。

※「評価の項目」の県の評価： 「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。

「」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	(1)成果目標に対する達成度 サービスの向上を図りながら、センターの各施設の特色を十分に生かした各種事業を県民ニーズをふまえつつ展開したこと等により、成果目標13項目のうち12項目で目標を達成している。特に「県立図書館を除く年間来館者数」、「来館者アンケート満足度」、「施設利用率」及び「利用者満足度」については、目標値を大きく上回る実績となっている。 なお、未達成項目(「男女共同参画センター事業参加者満足度」)については、その要因分析を行い、対応策を講じており、今後改善が期待される。
	(2)残されている課題 事業団の運営・事業企画に関するノウハウの蓄積、専門知識をもつ人材の確保・育成、地域や関係機関・団体とのネットワークの構築が今後も重要となってくることから、引き続き推進していく必要がある。

### (3)翌年度に取り組むべき成果目標の設定

引き続き、13項目の成果目標の達成に向けて取り組んでいく必要がある。

### (4)その他

#### (県民ニーズの把握等)

・きめ細かな利用者サービスにより、施設利用率は平成28年度の実績を上回るなど、高い水準を維持している。また、ISO9001品質管理システムを導入しており、施設利用者や事業参加者、県民へのアンケート等によりニーズを把握し、サービス改善を図っている。

#### (県民サービス向上等)

・無線LAN利用エリアの拡充や、要望の多い貸館施設の新設、従来から実施している一部文化公演の東紀州地域からのバスツアーについて、総合博物館や県立美術館と連携し、新たな企画をするなど、来館者サービスの強化を図っている。

#### (施設の適正な維持管理の実施)

・来館者数や利用者満足度の向上につながるような、サービスや経営効率の向上につながる取組を行っている。

・計画的な修繕を行って良好な維持管理に努めるとともに、省エネルギー対策にも継続して取り組んだ。

以上のことから、三重県総合文化センターの管理者として適切な実績を残していると評価できる。  
引き続き、多様化する利用者ニーズを的確に把握して具体的な事業に結びつけ、県の文化芸術・生涯学習・男女共同参画の拠点施設として、また、平成30年度からは新たに総合博物館・県立美術館・県立図書館を含めた文化交流ゾーンの一部指定管理者としても適切な施設運営を進められることを期待する。

## <指定管理者の評価・報告書(平成29年度分)>

指定管理者の名称:公益財団法人三重県文化振興事業団

### 1 管理業務の実施状況及び利用状況

#### (1)管理業務の実施状況

##### ①三重県総合文化センター事業の実施に関する業務

施設貸出サービス、文化会館事業、生涯学習センター事業、男女共同参画センター事業等を実施した。全館利用率や全館利用者数は高い水準で推移し、直近5年間において、「県立図書館を除く年間来館者数」は28年度の過去最高(785,149人)に次ぐ実績(779,423人)となった。

・施設貸出サービス事業では、利用希望が高い少人数向けの会議施設を新たに生涯学習棟に設置する(「4階小研修室2」を10月から運用開始)等、利便性の向上を図りながら、各施設の貸出しを行った。また、利用者の安全を確保するため、防災避難訓練等を実施した。

・文化会館事業では、過去最多の全79プログラムを実施した。キエフ・クラシック・パレエ、久石譲指揮新日本フィルハーモニー交響楽団等の芸術性の高い公演や、人気シリーズ「ワンコインコンサート」(10回実施)、介護をテーマとしたアートプロジェクト等の先進事例となるような社会包摂の事業を実施するとともに、ミエ・ユース・ウインド・オーケストラ、ミエ・ユース演劇ラボ等により、本県の将来の文化を担う人材を育成した。

・生涯学習センター事業では、県内高等教育機関やミュージアムと連携し、「みえアカデミックセミナー」(オープニング1回、公開セミナー15回、移動講座5回)や「みえミュージアムセミナー」(7回実施)、県内企業とコラボレーションした「ジョイントセミナー」等、延べ160の講演・講座を開催するとともに、各種学習相談への対応、生涯学習関係団体の連携・交流の促進、次世代育成を目的とした「文化体験パートナーシップ活動推進事業」(延べ71校で実施)等に取り組んだ。

・男女共同参画センター事業では、第4期の指定管理のテーマにある「三重に、新しいLIFEを！」のもと、新たな課題に対しアプローチなども行い、事業参加者は目標値12,000人を大きく上回る23,425人となった。地域での出前講座「フレンテトーク」(122回)を実施するとともに、男性の意識改革や女性のエンパワーメントを目的とした研修学習事業や新たな社会課題をテーマにした参画交流事業等の各種講座(計18回)を開催した。

・その他、広報誌「Mニュース」の発行(4回、各4万部発行)や「M祭！2017 キッズ・アート・フェスティバル」(12,215人参加)等のPR事業や、レストラン事業、売店事業等の来館者サービス事業を実施した。

##### ②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

・開館24年目を迎え、施設の老朽化が進んでいることから計画的な修繕を行い、利用者の安全・安心の確保を第一に施設及び設備の維持管理に努めた。

・照明器具のLED化および照明・空調の管理徹底、空調に関わる電気・ガスの日々の使用量の点検及び運転方法見直し等の省エネルギー対策を引き続き実施した。

##### ③県施策への配慮に関する業務

・バリアフリー化、雇用の機会均等、人権の配慮等6項目の人権尊重基本方針や男女が性別にかかわりなく個性や能力を発揮できる社会を目指した男女共同参画基本方針を策定しており、利用しやすく快適な施設づくりや主催事業における大ホールの車いす席の優先チケット販売、要約筆記や手話付き事業、職員の育児休暇の取得推進等を実施した。

##### ④情報公開・個人情報保護に関する業務

・県に準じた情報公開実施要綱を平成12年度に制定しており、これに基づき、開示請求1件に適切に対応した。

・管理運営にあたって個人の権利や利益を侵害することがないよう、平成17年度に策定した個人情報保護方針により個人情報を適切に取り扱った。

##### ⑤その他の業務

特になし

## (2)施設の利用状況

全館利用率、全館利用者数とも前年度とほぼ変わらず高い水準で推移した。

	平成28年度実績	平成29年度実績	対前年度比
全館利用率	80.9%	82.5%	1.6ポイント
全館利用者数	785,149人	779,423人	△5,726人
文化会館利用率	79.8%	81.2%	1.4ポイント
文化会館利用者数	594,396人	581,227人	△13,169人
生涯学習センター利用率	85.6%	87.0%	1.4ポイント
生涯学習センター利用者数	66,892人	75,427人	8,535人
男女共同参画センター利用率	79.6%	81.6%	2.0ポイント
男女共同参画センター利用者数	123,861人	122,769人	△1,092人

## 2 利用料金の収入の実績

(単位:円)

前年度に比較してサービス料収入は減額となったものの、全体としては増額となっている。

	平成28年度実績	平成29年度実績	対前年度比
貸出施設収入額	151,379,330	161,210,885	9,831,555
サービス料収入額	5,265,218	4,019,948	△ 1,245,270
全施設収入額合計	156,644,548	165,230,833	8,586,285

## 3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	H28	H29		H28	H29
指定管理料	808,840,000	808,443,359	事業費	218,945,322	216,359,138
利用料金収入	156,644,548	165,230,833	管理費	835,912,751	882,083,764
その他の収入	167,652,248	172,861,215	その他の支出	0	0
合計 (a)	1,133,136,796	1,146,535,407	合計 (b)	1,054,858,073	1,098,442,902
収支差額 (a)-(b)	78,278,723	48,092,505			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	
---------	--

## 4 成果目標とその実績

成果目標項目	目標値	実績値	成果目標項目	目標値	実績値
県立図書館を除く年間来館者数	714,000人	779,423人	来館者アンケート満足度(8項目平均・4段階で3以上)	88.0%	93.7%
施設利用率	79.4%	82.5%	利用者満足度(4段階評価で4以上)	83.0%	87.1%
文化会館事業参加者満足度(5段階評価で4以上)	95.0%	96.7%	文化会館公演事業入場率	82.0%	82.9%
文化会館鑑賞型事業公演収支比率	92.0%	93.6%			
生涯学習センター生涯学習情報提供システムへのアクセス数(年間)	257,000件	271,448件	生涯学習センターアウトリーチ講座実施数	65回	83回
生涯学習センター事業参加者満足度(4段階評価で4以上)	77.0%	79.4%			
男女共同参画センター主催事業参加者数	12,000人	23,425人	男女共同参画センター新規事業参加率	51.0%	59.1%
男女共同参画センター事業参加者満足度(4段階評価で4以上)	81.0%	78.6%			
今後の取組方針	• 13項目中12項目で目標達成となった。今後も引き続き、魅力ある事業展開、サービスの向上に努めていく。 • 公益性と収益性のバランスのとれた経営に努めていく。				

## 5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	H28	H29	
1 管理業務の実施状況	A	A	第4期目の指定管理の3年目にあたり、管理運営の基本方針に基づき、管理業務、事業展開を行い、目標達成に向けて着実に実績を積み上げた。サービスの向上、経営効率の向上、組織力の強化、県民と歩む施設づくりに努めた。
2 施設の利用状況	A	A	従来からのきめ細かなサービスに加え、利用希望が高い少人数向けの会議施設を新たに生涯学習棟に設置する(「4階小研修室2」を10月から運用開始)等、利便性の向上に努め施設利用率82.5%(目標値79.4%)、県立図書館を除く来館者数779,423人(目標714,000人)となった。
3 成果目標及びその実績	A	A	成果目標13項目中12項目で目標を達成した。未達成の項目は「男女共同参画センター事業参加者満足度」であり、一部事業の満足度が低調だったことが大きく影響したもので、その要因分析を行い、改善策を講じ、事業の企画立案等に反映させていくため、改善が見込まれる。

※評価の項目「1」の評価 :

- 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 業務計画を順調に実施している。
- 「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
- 「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価 :

- 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 当初の目標を達成している。
- 「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
- 「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	全体として目標達成に向けて着実に実績を積み上げ、さらなるサービスの向上、経営効率の向上、組織力強化に努め、経費の収支状況においては前年度に引き続き黒字となっている。
	<p>(1) 成果目標に対する達成度          第4期の指定管理の3年目にあたり、管理運営の基本方針に基づき、管理業務、事業展開を行い、目標達成に向けて着実に実績を積み上げ、成果目標13項目中12項目で目標を達成した。「県立図書館を除く年間来館者数」については、直近5年間において、過去最高であった平成28年度(785,149人)に次いで、2番目に高い数値を記録した。</p> <p>(2) 残されている課題          ・事業団の運営・事業企画に関するノウハウの蓄積、専門知識をもつ人材の確保・育成、地域や関係機関・団体とのさらなるネットワークの構築について、これまで継続的な課題として取り組んできたところであり、今後も推進していく。</p> <p>(3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定          引き続き成果目標の達成に向けて努めていく。</p> <p>(4) その他          (県民ニーズの把握等)          ・ISO9001品質マネジメントシステムに基づく来館者アンケートの分析や職員の提案等により、高水準な利用者サービスに努めた。また、公演や講座等の事業参加者や貸出施設の利用者に対しても同様にアンケート調査・分析を行い、事業運営や企画に利用者の意見を反映させるように努めた。</p> <p>(県民サービス向上等)          ・無線LANサービスについて、一部貸館施設(第1・2ギャラリー)及び一部パブリックスペース(生涯学習センターエントランス、男女共同参画センターエントランス)を新たにエリアに追加し、1月から運用を開始した。          ・東紀州からのバスツアーの充実やお茶処なごみの運営等、引き続き来館者サービスの強化を図った。          ・利用者満足度は高い数値を維持しており、お客様・来館者からの高い支持を得ることができた。</p> <p>(施設の適正な維持管理の実施)          ・サービスの向上、経営効率の向上、組織力の強化、県民と歩む施設づくりに努めた。          ・東日本大震災以降、取組を強化している危機管理対策では、図書館等を含めた総合文化センター全体の避難訓練を実施し、大地震発生時の対応能力強化に努めた。</p>

## (2) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成29年度分)

<県の評価等>

施設所管部名： 環境生活部

### 1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県環境学習情報センター（四日市市桜町3684-11）
指定管理者の名称等	アクティオ株式会社 代表取締役社長 鈴木 哲（東京都目黒区下目黒一丁目1番11号 目黒東洋ビル4階）
指定の期間	平成28年4月1日～平成33年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境の保全に関する普及啓発を行うこと</li> <li>・環境の保全に関する研修会、講習会等を行うこと</li> <li>・環境に関する情報の収集及び提供を行うこと</li> <li>・環境の保全に関する活動の促進及び交流等を図ること</li> <li>・その他（施設等の維持管理及び修繕に関すること等）</li> </ul>

### 2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価	県の評価		コメント
		H28	H29	
1 管理業務の実施状況	B	A		県内各地で幅広い年齢層を対象に講座を開き、環境学習の推進を図るとともに、定期的に情報誌を発行してセンターの周知を積極的に行い、環境教育参加者を増加させている。 また、企業や他団体との連携を行い、新たな講座を開設するなどセンターの活動の幅を広げている。 センター内の各施設、備品についても適切に管理されている。
2 施設の利用状況	B	B		小中学生や県民のセンター利用について、各市町教育委員会への訪問の他、講座やイベントの機会をとらえて広報を行う等、PR活動を継続して行い、見学視察・体験教室での利用の増加につなげている。 また、定期的に県民向け環境講座を実施するとともに、環境保全に取り組む市民団体や企業などによる自然保護活動の事例紹介や自然素材を利用した作品などの企画展示を2ヶ月ごとに行なうなど、センターを訪れてもらうための工夫をしている。
3 成果目標およびその実績	B	A		成果目標について、達成すべき目標および指定管理者が独自で定めた目標をすべて達成している。特に県民を対象とした環境教育参加者数が平成28年度より大幅に増加している。

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。

※「評価の項目」の県の評価： 「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。

「」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	(1) 成果目標に対する達成度 参加者数や満足度などの成果目標について、すべて目標を達成した。
	(2) 残されている課題 センターについての積極的なPR活動や多様な講座の実施により、全体の環境教育参加者は増加しているが、今後も一般来館者及び児童・生徒を対象とした環境教育参加者の増加対策を行っていく必要がある。 また、県内における他の環境活動者とのネットワークの構築についても、引き続き、取り組む必要がある。
	(3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定 平成29年度の成果目標はすべて達成しているが、引き続き、高い水準で目標を達成することが期待される。特に、「他の環境団体等と協働した環境活動数」については、センターとさまざまな環境団体とが連携した取組を広げることが重要であるとの考えから、毎年度、目標値を引き上げているため、一層の注力が必要である。
	(4) その他 ・県の実施したモニタリングの状況 毎月1回センターのミーティングに参加するとともに、指定管理業務について年3回モニタリングを実施し、概ね適正に処理されていることを確認している。 ・県民のサービス向上の成果 前指定期間に引き続き、県内各地での主催講座や出前講座の開催、イベントの開催・出展、社会見学の受け入れ、情報発信、施設や図書等の維持管理が適切に行われている。環境情報の収集・発信については、得られた情報を講座に組み入れて提供するとともに、講座、イベントの開催等について、情報誌「環境学習みえ」やホームページ、メールマガジン、SNS等により積極的に情報発信している。 ・県民の平等利用の確保 循環型社会の創造に向けた環境保全活動や次世代育成支援に取り組むとともに、講座開催場所の地域バランスを考慮し、事業を実施している。遠隔地からの出前講座の依頼にも対応している。
	以上のことから、三重県環境学習情報センターの管理者として適切な実績を残していると評価できる。今後も引き続き、指定管理者が持つネットワーク機能を活かし、環境教育の一層の充実を期待する。

## <指定管理者の評価・報告書(平成29年度分)>

指定管理者の名称：アクティオ株式会社

### 1 管理業務の実施状況及び利用状況

#### (1) 管理業務の実施状況

##### ① 三重県環境学習情報センターの管理事業の実施に関する業務

- ・三重県環境学習情報センターの管理事業の実施にあたっては、基本協定書および年度協定書の管理業務(業務計画書)に基づき、環境教育の普及・啓発と県民サービスの向上に努めた。

##### ア 展示施設管理

- ・展示施設等の維持管理業務では、展示室の維持管理、研修室等の貸室業務、図書の管理業務を実施した。また、貸室利用は11件、センター所有の環境啓発パネルや備品などの貸出は、環境啓発パネル延べ46枚、教材キット延べ40種353点だった。

##### イ 環境講座

- ・指導者養成講座は、87回開催し、延べ1,702人が受講した。主な講座として「環境基礎講座(全6回)」「環境学習リーダー養成講座」などを開催した。また、その他のセンター主催講座は41回開催し939人が受講した。各講座の開催にあたっては、県内各地の施設や団体との協働・交流にも努めた。
- ・学校等の来館による施設見学と環境講座は80団体、3,499人が受講、また県内各地へ出張して実施する出前講座は152回、8,168人が受講した。

##### ウ 環境イベント

- ・7月に「夏のエコフェア2017」を四日市大学と株式会社東産業と協働で開催し(入場者:4,555人)、春と秋は近隣の四日市市の3施設と協働で開催する地域振興事業の「ワクワクふれあいまつり」と連動して、4月に「春のキッズエコフェア」(入場者:1,411人)、9月に「秋のキッズエコフェア」(入場者:2,413人)を開催し、年間を通して環境学習の機会を提供した。

##### エ 情報発信

- ・情報紙「環境学習みえ」を年4回の発行と毎月10日発信のメールマガジンに加え、ホームページやFacebook等を運用し、適時、情報発信に努めた。

##### オ 公募事業

- ・「地球温暖化防止啓発ポスターコンクール」を実施した(中学生の部1,573作品、小学生の部 233作品)。優秀作16作品(小学生の部8作品、中学生の部8作品)を表彰し、三重県総合博物館と熊野古道センター、アピタ鈴鹿店、及び菰町図書館で入賞作品の展示を行い、地球温暖化防止の啓発を実施した。

##### カ こどもエコクラブ三重県事務局事業

- ・各市町担当者への研修会として、5月に「こどもエコクラブ市町担当者研修会」を開催した。また10月には「三重県こどもエコクラブ県内交流会2017」を開催し、県内活動団体の交流を図った。県内の「こどもエコクラブ」の登録会員数は、年間で57クラブ、12,268人であった。
- ・また、県内活動の活性化を図るため、滋賀県草津市主催の「草津市こども環境会議」と「こどもエコクラブ全国フェスティバル」に参加し情報交換や交流を行った。

##### ② 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- ・館内施設は、毎日の巡回点検を励行し、安全管理と設備の維持管理に努めた。

##### ③ 県施策への配慮に関する業務

###### ア 人権尊重社会の実現への取組

- ・聴覚や視覚の不自由な方が来館されたときに受付で筆談の案内や補助犬同伴による利用の案内を実施している。
- ・人権やジェンダー平等についてはSDGs実践の一環として、情報紙や講座を通じて理解促進や啓発に努めている。

###### イ 男女共同参画社会実現への取組

- ・三重県男女共同参画センターの啓発パンフレットなどの配布や事業「フレンテまつり」へ出展など、啓発活動に協力している。

###### ウ 持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動への取組

- ・「食品ロス」をテーマとした講座開催など、新たな啓発講座の開催や、ESDやSDGs実践・啓発に努めている。

##### ④ 情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・「三重県環境学習情報センターの管理に関する情報公開実施要領」に基づき適正に対処した。平成29年度においての情報開示請求はなかった。

- ・個人情報保護については「三重県個人情報保護条例」を遵守するとともに、「三重県環境学習情報センターの管理に関する基本協定書」第12条に基づく「個人情報保護に関する事項」に従い適正な管理を励行し、アクティオ社内においても「施設個人情報安全対策」に基づき、個人情報保護教育を行った。

##### ⑤ その他の業務

特になし

## (2)施設の利用状況

環境学習情報センターの利用者数			
	目標	実績	達成率
平成29年度環境教育参加者数	34,000人	35,983人	105.8%
平成28年度環境教育参加者数	34,000人	31,478人	92.6%
対前年比	100.0%	114.3%	
利用者内訳			
	回数	人数	
主催講座	122回	2,565人	
出前講座	152回	8,168人	
学校社会見学	64回	3,220人	
一般団体見学	16回	279人	
フリー来館	-	3,127人	
交流会	35回	969人	
行事等	26回	15,849人	
ポスターコンクール	-	1,806人	
合計	415回	35,983人	

## 2 利用料金の収入の実績

貸室利用は11件あったが、環境以外の勉強会利用の1件(3,500円)を除き、減免対象として、無料の使用を許可した。

## 3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	H28	H29		H28	H29
指定管理料	39,890,000	39,890,000	事業費	37,575,574	35,243,771
利用料金収入	0	3,500	管理費	4,147,455	3,924,338
その他の収入	933,602	1,085,922	その他の支出	0	0
合計 (a)	40,823,602	40,979,422	合計 (b)	41,723,029	39,168,109
収支差額 (a)-(b)	△899,427	1,811,313			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	86,500円
---------	---------

## 4 成果目標とその実績

### 1. 達成すべき成果目標及び実績

達成すべき成果目標項目	目標値	実績	達成率
①環境教育参加者数	34,000人	35,983人	105.8%
②児童・生徒を対象とした環境教育参加者数	10,000人	11,156人	111.6%
③指導者養成を目的とした講座受講者数	1,500人	1,702人	113.5%
④他の環境団体等と協働した環境活動回数	16件	18件	112.5%
⑤講座の参加者の満足度	90%	98.3%	109.2%

### 2. 独自で定めた成果目標及び実績

独自で定めた成果目標項目	目標値	実績	達成率
①県民を対象とした環境学習参加者数	2,700人	3,180人	117.8%
②「センター通信」等の情報発信回数	365回	383回	104.9%

今後の取組方針	今年度はすべての目標に対し達成することができたが、引き続き、利用者の増加や利用者満足度の向上に向けて、事業内容のさらなる充実やさまざまな主体との連携に努めていく。
---------	---

## 5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	H28	H29	
1 管理業務の実施状況	B	A	第3期目の2年目として業務計画書や基本協定書に基づき、管理業務や事業展開を行い、目標の達成に努めた。同時に従来業務の見直しや運用ルールの改廃など、業務内容の質のさらなる改善により利用者満足度の向上にも努めた。
2 施設の利用状況	B	B	市町の教育委員会に各学校による施設見学や環境学習利用について案内し、年間を通じて利用促進に努めた。また、来館者の満足度向上を目指した工作教室「かんきょう工作教室 あそべるたいむ」の定期開催や2ヶ月ごとに入れ替える企画展示は来館者に好評であった。
3 成果目標及びその実績	B	A	平成29年度業務計画書の各事業を計画通りに完遂し、成果目標について、すべての項目を達成した。

※評価の項目「1」の評価： 「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。  
 「B」→ 業務計画を順調に実施している。  
 「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。

「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。

「B」→ 当初の目標を達成している。

「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。

「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価： 「A」→ 当初の目標を達成している。

総括的な評価	(1) 成果目標 新規講座の実施やイベント出展等を積極的に実施し、自主設定目標を含め、すべての目標値を達成することができた。
	(2) 残されている課題 継続的な課題として、センター利用者の増加や満足度の向上、さまざまな主体との連携や協働によるネットワークの充実に努めていく。
	(3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定
	1) 達成すべき成果目標
	①環境教育参加者数 34,000人以上
	②児童・生徒を対とした環境教育参加者数 10,000人以上
	③指導者育成を目的とした講座受講者数 1,500人以上
	④他の環境団体等と協働した環境活動数 17件以上
	⑤講座の参加者の満足度 90%以上
	2) 独自で定めた成果目標
	①県民を対象とした環境学習参加者数 2,700人以上
	②「センター通信」等の情報発信数 365回以上
	(4) その他
	①県民の平等利用の確保 主催講座の開催場所は地域のバランスを考慮し、広報の仕方や開催時間の調整など、きめ細かい対応に努めた。
	②県民サービス向上の成果 アンケートや利用者からの意見を参考に、情報発信や講座開催の改善を図り、サービスの向上に努めた。講座アンケートでは高い満足度の評価をいただいている。
	③危機管理体制の確保 危機管理マニュアルを最新版に更新し、対応について周知している。また、保健環境研究所と共同で防災訓練を実施し、緊急時に備えている。

### (3) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成29年度分)

<県の評価等>

施設所管部名： 環境生活部

#### 1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	みえ県民交流センター（津市羽所町700番地 アスト津3階）
指定管理者の名称等	特定非営利活動法人 みえNPOネットワークセンター 代表理事 松井 真理子 (四日市市萱生町1200 四日市大学 特定非営利活動法人市民社会研究所内)
指定の期間	平成29年4月1日～平成34年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	1 施設等の利用に関する業務 2 市民活動促進及び国際化の推進のための業務 3 市民活動に関する情報の受発信に関する業務 4 地域NPO支援組織の機能向上・連携交流に関する業務 5 利用料金の收受に関する業務 6 施設の維持管理に関する業務 7 その他施設の管理運営上必要と認める業務

#### 2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	H28	H29	H28	H29	
1 管理業務の実施状況	B	B			利用者が安全に安心して利用できるよう、外部委員会や利用者アンケートで意見も聴きながら施設や備品の管理が良好に行われている。また、助成金情報やボランティア情報など利用者から要望の高い情報については、SNSや情報誌等でわかりやすく発信するとともに、市民活動等に役立つ各種セミナーを開催するなど、県域の市民活動センターとしての役割を果たしている。
2 施設の利用状況	B	B			駅に隣接した利便性に加え、利用者の意見をふまえたサービスや市民活動に関する情報発信により、年間延べ3,629の市民活動団体等が利用し、センター全体の来館者数は延べ67,064人となっている。
3 成果目標及びその実績	B	A			「センター来館者数」、「事業参加者の満足度」、「図書コーナーの利用の増加 NPO／NGO、国際関連の図書の貸し出し数」、「市民活動・NPO月間に関わる連携協力団体数の数」の成果目標すべてを達成している。

※「評価の項目」の県の評価：  
 「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。  
 「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。  
 「」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	(1) 成果目標に対する達成度
	・成果目標4項目をすべて達成している。
	・利用者アンケートなどを実施し利用しやすい環境づくりに努めるとともに、ニーズに応じたセミナー等の開催や情報発信などに取り組んだ結果、来館者数及び事業参加者の満足度が成果目標を上回っている。
	・国際関連の図書の貸し出し数は、30冊の本を新しく入れたこともあり、成果目標を上回る結果となった。
	(2) 残されている課題
	・開設後の経年による影響が出ている施設や備品の更新・修繕を検討し、必要な経費を確保する必要がある。
	・力のある若手スタッフの確保や育成のため、資金面や経営のマネジメントに関して、今後検討していく必要がある。
	(3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定
	・ニーズや時機に応じたテーマによるセミナーなど、引き続き成果目標の達成に向けて取り組んでいく必要がある。
	(4) その他
	(施設の適正な維持管理の実施)
	・良好な管理運営を行うとともに、救急救命講習や避難訓練・防災訓練に参加した。
	・利用団体の代表者等による外部委員会を継続して設置し、館内環境の改善に取り組んでいる。
	(県民サービス向上の成果)
	・三重県で初めてとなるNPOを表彰する仕組み「三重NPOグランプリ」や「NPOグレードアップセミナー」、「NPO相談」等さまざまな講座・セミナーを行い、市民活動の促進に取り組むとともに、市民活動団体の運営基盤強化を図った。
	以上のことから、みえ県民交流センターの指定管理者として、設置趣旨や県域の市民活動センターとして役割を十分認識した管理運営を行っていると評価できる。今後も引き続き、指定管理者が持つネットワーク機能を生かし、市民活動の促進並びに団体等の連携や交流につながる取組の一層の充実を期待する。

## <指定管理者の評価・報告書(平成29年度分)>

指定管理者の名称:特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター

### 1 管理業務の実施状況及び利用状況

#### (1) 管理業務の実施状況

##### ①センター管理運営事業の実施に関する業務

###### (1)講座・研修の実施

- ・センターの総合案内の役割を担うとともに、市民活動・ボランティア団体向けのセミナー、中間支援団体向けの交流会や講座、県民がNPOに関わるためのきっかけづくりとしての講座を実施した。
- ・市民活動促進及び国際化を推進するためのセミナーやイベントを実施し、入場者数、参加者満足度の点で高い評価を得た。
- ・市民活動・NPO月間では、三重県で初めてとなるNPOを表彰する仕組み「三重NPOグランプリ」を開催し、多くの方にNPO活動を知つてもらう場となった。
- ・団体の運営力、団体基盤強化のためのNPOグレードアップセミナーは、組織の基盤強化をテーマとし、「稼ぐ力」「組織を見直す力」について学んだ。
- ・NPO相談事業では、「NPO法人設立準備講座」「NPOを始める人のための講座」「会計、税務、労務に関する講座」を開催したところ、いずれも定員を超える申し込みがあったことから、このような内容に大きなニーズがあることがわかつた。
- ・多文化共生・理解イベントでは、異文化交流体験ができるイベントを実施し、多文化共生について理解を深めた。

###### (2)情報の受発信

- ・県民への市民活動に関する情報の発信のために、ホームページをリニューアルし、facebook、ツイッターなど既存のSNSとの連動を強化するなど充実したものを目指した。
- ・「みえ市民活動・ボランティアニュース」は3か月に1回（各10,000部）発行とし、ページ数を増やし、デザインも複数のデザイナーに関わっていただくなど、中身のクオリティを高めるようリニューアルした。その結果、追加の送付依頼や問合せ等が増え、NPO活動及びNPOが取り組む社会課題について広く周知することができた。
- ・県内NPO法人に災害に関するアンケートを実施し、200以上の中から回答を得た。多くの団体が災害支援に関心を持っていることがわかつた。
- ・県内の市民活動を発信するデータベース（Mナビ）の見直しを図り、各団体自身が情報を書き込めるシステムにリニューアルした。これにより、ランニングコストを抑えるとともに、瞬時に新しい情報を掲載できるようになった。

###### (3)施設利用状況の把握

- ・外部委員会を設置し、年2回意見交換を行い、いただいた意見をもとに改善を行つた。
- ・利用者アンケートを行つた。
- ・有料施設である交流スペースA及びミーティングルームの利用は1,009件、備品機材利用は835件と、ほぼ例年の実績を維持した。

##### ②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- ・施設の適切な管理及び維持に努めた。
- ・図書コーナーの蔵書の定期的な整理を行い、新刊を30冊補充した。

##### ③県施策への配慮に関する業務

- ・性別や年齢にとらわれない業務分担をすることで、各人の個性や能力が十分發揮できるよう配慮した。
- ・環境ISO14001、三重県の環境基準に基づき、節電、リサイクル、再生紙の利用など業務の中で環境に配慮した取組を行つた。
- ・給茶機の設置、事務所の整理、業務量の調整など、職員の働きやすい環境づくりに努めた。
- ・みえ県民交流センター内に設置された「みえ災害ボランティア支援センター」に全面協力できるよう、毎月の幹事会に参加した。また、災害及び事故等の不測の事態に備えて、消防訓練、避難誘導訓練に参加し、センターに設置されているAEDの的確な操作方法を学んだ。
- ・みえ県民交流センター条例を遵守し、みえパートナーシップ宣言、三重県多文化共生社会づくり指針に配慮した。

##### ④情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・三重県情報公開条例に準じて、公開に関して「情報公開規程」を整備し、確實に対応できる体制をとつているが、平成29年度に開示請求はなかった。
- ・基本協定書第12条に基づき、センター管理に関して知り得た情報を適切に取り扱い、個人情報が保護されるよう配慮した。

##### ⑤その他の業務

特になし。

#### (2)施設の利用状況

	H29年度目標	H29年度実績	達成率
みえ県民交流センター利用者数 <指定管理対象施設のみ> (人)	63,000	67,064	106%
交流スペース・ ミーティングルーム他 (人)	-	63,433	-
イベント情報コーナー(人)	-	3,631	-

## 2 利用料金の収入の実績

平成29年度実績  
利用料金収入額 1,265,670円

## 3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	H28	H29		H28	H29
指定管理料	29,272,000	29,272,000	事業費	30,574,764	27,703,730
利用料金収入	1,687,530	1,265,670	管理費	1,914,183	1,415,981
その他の収入	2,065,520	1,044,022	その他の支出	1,174,056	1,331,519
合計 (a)	33,025,050	31,581,692	合計 (b)	33,663,003	30,451,230
収支差額 (a)-(b)	△ 637,953	1,130,462			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	43,250 円
---------	----------

## 4 成果目標とその実績

### (1) 成果目標

目標項目	目標値	目標に対する実績
センター来館者数(指定管理対象施設への来館者に限る)	63,000人	67,064人
事業参加者の満足度	85%	87%

### (2) 指定管理者独自の数値目標

目標項目	目標値	目標に対する実績
図書コーナーの利用の増加 NPO／NGO、国際関連の図書の貸し出し数	120冊／年	132冊／年
市民活動・NPO月間に関わる連携協力団体の数	15団体／年	34団体／年

今後の取組方針

- 多くのNPO関係者に来館して活用してもらうため、NPOが活動しやすい環境を整える。
- 事業参加者の満足度は全体的に高い数字を出している。今後も参加者にとって必要な講座等を開催していく。
- 絶えず新刊を増やしていく、三重県で最もNPO関連の書籍が揃っている市民活動センターをめざす。また、専門性の高い本ばかりではなく、一般の方も活用できる蔵書を増やすことで利用者数の増加を図りたい。

## 5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	H28	H29	
1 管理業務の実施状況	B	B	<p>(1)施設の維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>センターの管理業務に関しては、施設、機器、備品について、引き続き良好な状態で管理し、故障した備品は新たに購入した。危機管理や安全、個人情報の管理についても、事務局で定期的に体制を確認し、支障なく運営することができた。</li> <li>センターの管理・運営業務に関しては、外部委員会の開催や利用者アンケートを実施し、利用者からの声を反映するよう努めた。</li> </ul> <p>(2)市民活動及び国際化に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「市民活動・NPO月間」では、三重県で初めてとなるNPOの表彰制度「三重NPOグランプリ」を開催し、市民活動の促進を図った。</li> <li>「NPOグレードアップセミナー」や「NPO相談」をはじめ、さまざまな講座・セミナーを行い、市民活動団体の運営基盤強化に取り組んだ。</li> <li>国際化の推進に関しては、異文化交流体験ができる「多文化共生・理解イベント」を国際交流財団や国際関係のNPO・NGOなどと連携して開催し、多文化共生社会について考えもらうきっかけとなった。</li> <li>市民活動に関する情報の受発信に関する業務については、ブログやfacebookなどのSNSを積極的に更新することで、県内の身近な団体の最新の情報を県民に届けることができた。</li> </ul>
2 施設の利用状況	B	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民活動団体等の利用団体数は3,629団体であった。</li> <li>施設の稼働率について、交流スペースは常にどこかを利用されている状況ではあるが、比較的利用者数が少ないゴールデンウィークやお盆などの長期休暇、祝祭日については、運営方法を検討する必要がある。</li> <li>立地の良さから、有料スペースは県外企業の利用が増加している。</li> <li>毎年避難訓練を行っているが、平成29年度はろうあ当事者団体と合同で避難訓練を実施することができた。</li> <li>毎年意見を募っているセンター内の案内表示等について、センター全体MAPの掲示や利用案内の表示に工夫をするなど、県民にとって、利用しやすい施設となるよう心がけた。</li> </ul>

3 成果目標及びその実績	B	A	・県の示す成果目標「センター来館者数」、「事業参加者の満足度」、「図書コーナーの利用の増加 NPO／NGO、国際関連の図書の貸し出し数」、「市民活動・NPO月間に関わる連携協力団体の数」のすべての項目を達成した。
--------------	---	---	--

「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。

「B」 → 業務計画を順調に実施している。

「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。

「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。

※評価の項目「1」の評価 :

「B」 → 当初の目標を達成している。

「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。

「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価 :

「B」 → 当初の目標を達成している。

「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。

「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

#### (1) 成果目標に対する達成度

・成果目標については、「センター来館者数」、「事業参加者の満足度」、「図書コーナーの利用の増加 NPO／NGO、国際関連の図書の貸し出し数」、「市民活動・NPO月間に関わる連携協力団体の数」、全てにおいて目標を達成できた。

#### (2) 残されている課題

・10代～30代の利用率向上をめざし、若い層に向けてセンターのPRを積極的に行っていく。

#### (3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定

・引き続き成果目標達成に向けて、今後も取組を進めていく。

#### (4) その他

##### (業務執行体制の整備)

・指定管理2期目の初年度は、過去の事業を整理しつつ新たな取り組みをプラスして三重のNPOの発展に貢献した。

・安定した運営を継続するため、人材確保や人材育成にさらに取り組んでいく必要がある。

#### 総括的な評価

##### (施設の適正な維持管理の実施)

・日常的な整理と清掃、備品の不具合への対応など、施設の適切な管理及び維持に努めた。

##### (県民サービス向上の成果)

・「三重NPOグランプリ」等の新たな取組やさまざまな講座を開催することで、市民活動に対する理解を深めてもらうとともに、NPOの運営基盤強化を図った。

・今後も高い支持を得られるよう、新しい取組を進めながら、三重県内外の多くのNPO、企業、行政、金融機関等と連携をし、三重のNPOの発展のために事業を進めていきたい。

## (4) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成29年度分)

<県の評価等>

施設所管部名： 環境生活部

### 1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県交通安全研修センター(津市垂水2566番地)
指定管理者の名称等	一般財団法人三重県交通安全協会 会長 余野部 克治 (津市栄町1丁目954番地)
指定の期間	平成28年4月1日～平成33年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	①三重県交通安全研修センターの運営業務 ②三重県交通安全研修センターの維持管理業務 ③三重県交通安全研修センターの管理上必要な業務 ④その他の業務

### 2 施設設置者としての県の評価

\*指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	H28	H29	H28	H29	
1 管理業務の実施状況	B	B			幼児から高齢者まで、受講者の特性に応じたカリキュラムによる参加・体験・実践型の交通安全教育を延べ53,393人に実施し、交通安全意識の高揚に寄与した。 県における交通安全教育の専門的な中核施設として、地域や職場で交通安全教育を推進する交通安全教育指導者の養成・資質向上研修や教職員を対象とした自転車交通安全教育指導者研修等を、合計156回1,839人(前年度比10回、108人増)に対して行い、地域や職場、学校等における交通安全教育の資質向上に寄与した。 また、高齢者の死亡事故対策として、市町の協力を得てパークアンドバスライド方式による高齢者重点プログラムを平成29年度から本格実施(21回、261人受講)し、高齢者の交通事故防止を図るとともに、参加・体験・実践型の研修により、加齢による身体能力の衰えを自覚していただき、運転に不安のある方には、運転免許証の自主返納を促すことができた。
2 施設の利用状況	B	B			施設が所在する運転免許センター1階運転免許証更新等手続きフロア内に研修センター利用案内表示を行うとともに、案内人を配置し運転免許更新のための来庁者に対し呼びかけを行うなど、利用者の拡大に努めている。 また、センターの広報活動として、毎月1回開催している「交通安全フェスタ」では、クイズやゲームを取り入れるなど、子どもが興味を持つ内容となるよう工夫を凝らしたり、親子で学ぶコーナー等の充実により、親子のリピーターも増加した。 施設の利用拡大のため、市町や社会福祉協議会等関係機関を直接訪問しての広報活動に取り組み、団体研修の受講団体拡大につなげるとともに、センターのイメージキャラクター「みまも」を利用した啓発グッズや着ぐるみによる広報活動に取り組んだ。
3 成果目標及びその実績	B	B			成果目標について、「指導者養成・資質向上講座受講者数」「一般利用者数」の2項目については、目標数値を達成することができたが、「研修により行動変容・意識変容があつた受講者割合」については、昨年度より7.4ポイント上昇させることができたが、97.9%と目標値100%を達成することはできなかった。 また、「団体研修受講者数」については、高齢者団体研修の研修効果向上のため少人数制としたことと、受講団体拡大に取り組んだ結果、団体数は503団体と前年度より62団体増加したが、受講者数は4,778人で目標値の5,500人を達成できなかった。なお、指定管理者独自に設定した目標については、「施設利用者数」など8項目全てを達成することができた。

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。

※「評価の項目」の県の評価 : 「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。

「」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	(1) 成果目標に対する達成度 成果指標4項目のうち、2項目は達成したが、残り2項目は達成できなかった。 なお、指定管理者独自に設定した目標については、8項目全てを達成することができた。
	(2) 残されている課題 本県の人口10万人当たりの交通事故死者数は全国でも高位(平成29年は第9位)であることから、幼児から高齢者までのすべての道路利用者に対して、センターの特徴である参加・体験・実践型の交通安全教育を実施していく必要がある。特に近年の交通事故死因の特徴である高齢者対策に重点を置くとともに、県の中核的かつ専門的な交通安全教育施設として、地域や職場で交通安全教育を推進する交通安全指導者の養成及び資質向上研修に取り組む必要がある。
	(3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定 交通安全教育機器等を活用して、当センターの強みである参加・体験・実践型の交通安全教育をさらに多くの県民に実施していくため、広報の充実、パーク&バスライド方式の活用等により受講者の拡大を図る。また、「研修により行動変容・意識変容があつた受講者」をさらに増加させるため、研修内容の充実等に努める。
	以上のことから、高齢者に重点を置いた交通安全教育など交通事故情勢にもとづく取組や、地域や職場で交通安全教育を推進する交通安全指導者の養成・資質向上の取組など、県の中核的かつ専門的な交通安全教育施設としての役割を十分認識した取組姿勢が見られ、県民に対する交通安全意識の普及啓発に寄与しているものと認められる。 今後、さらなる利用者の拡大を図るために、引き続き企業や団体へのPRに積極的に取り組むとともに、参加・体験・実践型の教育施設としての利点を活かした研修の実施、親子で学ぶ環境づくりなど、事業内容やカリキュラムの工夫・改善を絶えず行うとともに、利用者の地域の偏りを少なくし、県内全域から利用されるような取組が図られるよう期待する。 また、引き続き県の交通安全教育の中心的役割を担う拠点施設として、独自性や専門性を発揮していくことが望まれる。

## <指定管理者の評価・報告書(平成29年度分)>

指定管理者の名称:一般財団法人三重県交通安全協会

### 1 管理業務の実施状況及び利用状況

#### (1) 管理業務の実施状況

##### ①交通安全研修センター運営事業の実施に関する業務

###### ア 交通安全に関する教育の実施に関する業務

- 参加・体験・実践型の交通安全研修事業

年齢・業務の形態等の受講者の特性に応じて、研修目的を明確にした個別のカリキュラムを作成し、機器の使用等による参加・体験・実践型の団体研修を、503回 4,778人に対し実施した。

###### ・指導者養成・資質向上事業

地域・職域等で交通安全教育を推進する交通安全教育指導者の養成・資質向上を図るため、教職員を対象とした「自転車交通安全教育指導者研修会」(10/17)や市町交通安全教育指導員を対象にした「交通安全教育指導者研修会」(5/31)(10/18)等、合計156回 1,839人に対し、交通安全指導者の養成・資質向上研修を実施した。

###### ・遠隔地等での出前型交通安全教育(出前研修)事業

全県的・普遍的な交通安全教育の機会を提供するため、研修センター利用が困難な地域及び指導員体制が整っていない市町を中心に、幼児・児童等、また高齢者を対象とした出前研修を、合計19回 2,129人に対し実施した。

###### イ 施設の運営に関する業務

- 研修センターについて、より広く県民への周知を図り、県内の交通安全教育の拠点施設としての活用を促進するため、ホームページやSNSを活用し、タイムリーな情報提供に努めた。(ホームページ更新回数 23回、アクセス回数 36,698回)

- ホームページを一部リニューアルし、研修施設、予約状況、研修カリキュラムのショートカットキーを設け、簡素化を図り、利用者の利便性の向上を図った。

- ツイッターにより、日々の研修状況、交通事故発生状況、交通事故防止状況等タイムリーな情報発信に努めた。

- 体験学習ゾーンに人の見る能力について学ぶために「見ることには限界があります」や「反射材効果」コーナー等を設置のほか、手作りの図表やポスターを作製掲示し、新鮮で効果的なゾーンにプラスチックアップを実施した。

- 自転車学習コースを実際の交通環境に近づけるために、注意看板、啓発のぼり旗を掲出し街並み化を図るとともに、屋内施設の案内板を設置し、施設全体の利用を促進した。

- 案内人としてセーフティーブラザ・コンシェルを配置し、すべての研修センター利用者が、公平にわかりやすく交通安全について学べるように、施設、設置機器、目的、利用方法等を指導、案内し、利用者満足度を高めた。

- 幼児・児童・中・高校生・高齢者・自転車利用者・ドライバー向けの専門性の高い各種交通安全DVDを揃え、映像により交通安全を効果的に学ぶ教材、環境を整えるとともに、職場、教育現場等活用できるように貸し出しも実施した。

- 一般利用者の551人にに対し、居住地、年代、性別、親子等の属性調査を行った結果、調査来訪者12歳以下が50%。また、研修センターを知った理由は、免許センター1階みまも看板と1階の案内人であった。これらの調査結果をもとに、団体研修を受講される方々にも、日曜日をはじめ一般利用ができるなどをアピールし、利用者層の拡大に努めた。

- キャラクターの「みまも」を記載した「みまもシール」と「みまも缶バッジ」を作製し、各種イベントで参加者に配布し交通安全に対する関心を高揚させるとともに、研修センターのPRを行った。

- キャラクター「みまも」の着ぐるみ活用し、交通安全フェスタや各種イベントに参加し、研修センターの広報を行った。

- 毎月第3日曜日を基本として体験学習ゾーンにおいて「交通安全フェスタ」を実施した。腹話術、キーホルダー作り、交通安全わなげ等、毎回創意工夫を凝らすことにより、来場者数の増加につなげた。

- キッズフリースペース横に「親が子に教える紙芝居コーナー」を設置し、親子で楽しく学ぶ交通安全教育環境を作り、親子での利用者に好評を得た。

###### ウ 交通安全に関する情報及び資料の収集並びに提供に関する業務

- 幼児が楽しく交通安全を学べる教材として「交通安全わなげ」を作製し、交通安全フェスタ等のイベントで活用するとともに、各地域で開催される四季の交通安全運動イベントや交通安全教室への貸し出しも行った。

- ナイトスクールでの、反射材の効果、視認性等の研修を実施する上での注意点や説明ポイントについて情報提供を行った。

- 四輪運転シミュレータの体験者の運転結果、体験学習ゾーンの運転・歩行能力診断(点灯くん)の診断結果の調査、分析を行い、ホームページ、研修センターだよりにおいて分析結果の概要や注意点等の情報提供を行った。

###### エ センター機能の向上、連携交流の推進及び市町等に対する支援に関する業務

- 県警本部から毎日事故日報の提供を受け、研修センターのホームページ、ツイッターを通じて、死亡事故発生速報や注意喚起等の情報の提供を行った。

- 津市内の交通安全関係団体で組織する「津市交通安全対策協議会」に参加し、地元団体と連携して「みまも」着ぐるみを活用した交通事故防止アピールおよび交通安全対策の推進に努めた。

- 研修センター連絡協議会を開催(4/26)し、県、市・町、警察、交通安全協会と連携し、ネットワークの強化を図った。

- 部外から教育、高齢者、交通関係団体、一般企業の有識者等を委嘱して「事業内容等評価検討委員会」を開催し、事業全般について評価検証を行い、今後の運営改善に当たった。

##### ②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

各種施設・設備・機器については、「機器点検表」に基づく毎日始終業前点検及び打合せを励行し、簡単な修理・修繕は職員が当たるほか、専門の外部保守点検業者との委託契約のもと、点検項目に沿った随時及び定期的な保守点検整備を行った。

##### ③県施策への配慮に関する業務

###### ・人権尊重のための取組

「人権が尊重される三重をつくる条例」の趣旨を職員に徹底させるとともに、障がい者、高齢者、外国人、性別等にとらわれず、誰もが快適に交通安全研修が受講できる環境づくりに取り組んだ。また、セクシャルハラスメントやパワーハラスメント等さまざまなハラスメントを許さない公正で明るい職場環境づくりに努めた。

###### ・男女共同参画社会実現への取組

研修センターの事業評価・事業内容検討の場に女性の登用を図るとともに、女性の交通安全教育指導員の配置など、男女共同参画の視点をふまえ、男女がそれぞれの個性と能力を發揮できる事業の実施に努めた。

###### ・ユニバーサルデザイン(UD)のまちづくりに向けた取組

用品等の購入に際し、UD商品を選定するなど、UDに対する周知と意識の高揚に努めた。

また、小中学生の団体研修実施時にユニバーサルデザインとバリアフリーの違い、施設や交通安全環境におけるそれぞれの平等性・公平性について確認させるなどの意識の高揚を図った。

###### ・持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動への取組

ごみを分別して清掃業者に引き渡し、資源のリサイクルへの寄与に努めるとともに、再生紙の利用、コピーの両面印刷等省資源に努めた。また、団体研修の実施に際し、アイドリングの自粛やエコドライブの促進を図るとともに、休憩時間帯の節電等に取り組み、利用者をはじめ職員の環境に対する意識の高揚とその実践に努めた。

#### ④情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・ 基本協定書の「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守し、適切な対応を行い、個人情報は必要最小限とし、取得した個人情報は厳重管理の上、不要となった情報は速やかにシレッダー処理を行った。また、個人情報の責任体制等変更報告書の提出が遅延したが、その後迅速に対応し、以後の遵守徹底に努めた。また、県が実施する情報公開実務研修を受講した。

#### ⑤その他の業務

- ・ 危機管理対策会議を開催し、研修センター危機管理マニュアルの周知を図るとともに、同マニュアルに基づき、各自が担当する任務を迅速に遂行する体制を整備した。また、危機管理マニュアルに基づき、免許センターとの合同防災訓練を実施した。
- ・ コンプライアンス(法令遵守)の徹底、ディスクロージャー(情報公開)の遵守、職員の組織的かつ合理的な人事管理と職業倫理の醸成、「公益法人会計基準」に基づく健全な財務運営を行った。

#### (2)施設の利用状況

	平成29年度目標	平成29年度実績	達成率
センター利用者数(人)	50,200	53,393	106.4%
一般利用者数(人)	43,000	46,776	108.8%
団体利用者数(人)	5,500	4,778	86.9%
指導者養成・資質向上講座受講者数(人)	1,700	1,839	108.2%

#### 2 利用料金の収入の実績

該当なし

#### 3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	H28	H29		H28	H29
指定管理料	40,025,000	40,025,000	事業費	11,435,462	12,401,914
利用料金収入			管理費	25,902,900	26,958,851
その他の収入	397	231	その他の支出	0	0
合計 (a)	40,025,397	40,025,231	合計 (b)	37,338,362	39,360,765
収支差額 (a)-(b)	2,687,035	664,466			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

#### 4 成果目標とその実績

##### (1)成果目標

目標項目	目標値	目標に対する実績
(指導者養成・資質向上事業)		
指導者養成・資質向上講座受講者数(人)	1,700	1,839
(研修事業)		
団体研修受講者数(人)	5,500	4,778
一般利用者数(人)	43,000	46,776
(その他)		
研修により行動変容・意識変容があったと回答した受講者の割合(%)	100	97.9

##### (2)指定管理者独自の数値目標

目標項目	目標値	目標に対する実績
(研修)		
施設利用者数(人)	50,200	53,393
幼児・児童等研修受講者数(人)	1,750	3,228
高齢者講習受講者数(人)	450	520
ホームページアクセス回数(回)	10,000	36,698
ホームページ更新回数(回)	12	23
広報紙発行回数(回)	4	4
施設を利用した県民へのPR事業の実施回数(回)	12	12
教材・教育プログラムの作成	6	6

今後の取組方針	成果目標及び独自の数値目標は、「団体研修受講者数」及び「研修により行動変容・意識変容があつたと回答した受講者の割合」は未達成であったが、それ以外の項目は、すべて達成した。 高齢者団体の研修効果を高めるため少人数制としたため、「団体研修受講者数」は未達成であったものの団体数については、新規団体を大幅に増加させることができた。 行動変容・意識変容の割合は、目標値は達成できなかつたものの、昨年度は90.5%であり、97.9%まで高めることは出来た。 今後、さらにアンケートや研修後の事後調査等を精査し、研修内容を改善し、目標達成をめざす。
---------	---

## 5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コ メ ン ト
	H28	H29	
1 管理業務の実施状況	B	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度は第5期指定管理の2年度目であった。前年度からの継続事業として、体験学習ゾーンのプラスアップ、自転車学習コースの街並み化をすすめた。また、高齢者交通事故防止対策に重点を置き、パークアンドパスライド方式によるシニアラーニングを本格実施した。</li> <li>研修センター連絡協議会を開催し市町や関係機関・団体との連携の強化、市町への支援の提案等をし、各対象者別に応じた交通安全研修を実施した。</li> <li>今後、第5期指定管理として、PDCAを毎年度繰り返して業務を見直し、指定管理期間の5年後の目標を達成することとしている。</li> </ul>
2 施設の利用状況	B	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎月、創意工夫を凝らした交通安全フェスタを開催することにより、親子で学ぶ環境を提供することで親子のリピーターが増加した。</li> <li>パークアンドパスライド方式によるシニアラーニングを本格的に実施したことより、高齢者研修数の目標は達成したが、まだまだ高齢者対策は喫緊の課題であり、市町、関係機関・団体との連携をより一層強化し、利用者拡大を図る。</li> <li>研修センターの存在を県下全域に広げて集客を行うため、県内18地区交通安全協会のネットワークを活用し、タイムリーなイベントの告知・集客に繋げる広報を行った。</li> <li>市町、関係機関・団体等を直接訪問し、PR、利用促進を図った。</li> </ul>
3 成果目標及びその実績	B	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>県の示す成果目標4項目の内、一般利用者数、指導者養成・資質向上講座受講者数については、目標を達成した。</li> <li>研修利用団体数については大幅に増加させたものの、団体利用者数が目標未達成となったが、研修効果を高めるため、高齢者研修を少人数制で実施したためであり、団体数に反映されている。</li> <li>2回目以降の研修参加者のその後の行動変容・意識変容があつたと回答した受講者の割合については、目標未達成となったものの、前年より7.4ポイント上昇させることができた(H28:90.5%)</li> <li>独自の成果目標については、いずれも達成した。</li> </ul>

「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。

「B」 → 業務計画を順調に実施している。

「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。

「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。

「B」 → 当初の目標を達成している。

「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。

「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	(1) 成果目標に対する達成度
	センター総利用者数は53,393人(目標値50,200人)と大きく目標を上回り、指導者養成・資質向上講座受講者数は1,839人(目標値1,700人)、一般利用者数46,776人(目標値43,000人)とも目標値を達成することができた。 なお、団体研修受講者数にあっては、高齢者交通事故防止対策を重点施策とし、P&Bシニアラーニングを本格実施し、研修効果を高めるため少人数制として実施したため4,778人(目標値5,500人)と目標値を達成できなかつたが、新規の団体数は大幅に増加させることができた。
	(2) 残されている課題
	<ul style="list-style-type: none"> <li>団体研修受講者数の目標達成のため、広く県内の企業・団体に積極的なPRを行い、施設の認知度を上げ、とともに、他の近隣施設との連携を図るなど利用者の拡大を目指す。</li> <li>市町、関係機関・団体との連携を密にし、ネットワークの強化に努める。</li> <li>独自成果目標の交通弱者団体等利用者数は、社会の高齢化に従い、事故の被害者・加害者になっている現状から、P&amp;Bシニアラーニング等の施策を更に推進し、利用者の増加を図る必要がある。</li> </ul>
	(3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定 第5期指定管理の平成30年度においては成果目標を達成できるよう事業計画書に示した各種施策を誠実に履行し、職員の資質向上や研修内容の充実を図るとともに、施設利用促進のため、企業・団体、学校等へのPR活動を推進していく。
	(4) その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>広く県民の皆さんに、来て、見て、体験してみようをコンセプトに、幼児から高齢者まで楽しく交通安全を学んで頂けるような雰囲気の構築を図った。</li> <li>キャラクター「みまも」を中心とした施設の案内、屋内の飾り付け、ホームページやツイッターの活用や、各種チラシ類の作成を行い、統一した広報活動を行った。</li> <li>関係機関団体、企業協力によるパブリシティを活用し、「交通安全夜間特別研修」「自動車安全運転競技会」を開催する等、創意工夫を凝らした事業の実施に努めた。</li> <li>指導者養成/資質向上研修の取組として、主に教職員を対象とした「自転車交通安全教育指導者研修会」、市町交通安全指導員等を対象とした、「交通安全教育指導員研修会」を開催するなど、様々な機会を通じて指導者養成・資質の向上に努めた。</li> <li>外部の有識者からなる「事業内容等評価検討委員会」を開催し、事業全般について評価・検証を受けるとともに、検証結果については今後の事業改善に活かしていくこととしている。</li> <li>地震防災対策など危機管理に対する取組として、危機管理マニュアルに基づく非常防災訓練を実施し、非常時における誘導経路の確認等を行った。</li> <li>全体として、業務計画を誠実に実施し、成果目標についても概ね目標を達成し、県民の交通安全教育に一定の成果があった。</li> </ul>

## 10 各種審議会等の審議状況について

(平成30年6月4日～平成30年9月13日)

### 1 三重県私立学校審議会

1 審議会等の名称	三重県私立学校審議会
2 開催年月日	平成30年8月29日
3 委員	会長 梅村 光久 委員 二井 瞳 他8名
4 諒問事項	各種学校の廃止認可について 外3件
5 調査審議結果	各種学校の廃止認可及び中学校の廃止認可について審議され、4件全て「認可することに異議はない」と答申された。
6 備考	次回開催日：未定

### 2 三重県自然環境保全審議会 温泉部会

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会 温泉部会
2 開催年月日	平成30年7月3日
3 委員	部会長 大野 研 委員 大沼 章子 他2名
4 諒問事項	温泉法に基づく土地の掘削の許可について
5 調査審議結果	温泉法第3条第1項に基づく土地の掘削許可申請（菰野町内、松阪市内）について審議が行われ、許可が適当と認められた。
6 備考	次回開催日：平成30年11月開催予定

### 3 三重県立図書館協議会

1 審議会等の名称	三重県立図書館協議会
2 開催年月日	平成30年6月26日
3 委員	会長 井村 正勝 副会長 岸 葉子 委員 岡野 裕行 他7名
4 諒問事項	なし
5 調査審議結果	平成30年度事業の進捗状況等について意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：平成30年10月12日

#### 4 三重県立美術館協議会

1 審議会等の名称	三重県立美術館協議会
2 開催年月日	平成30年7月19日
3 委員	会長 岡野 友彦 副会長 吉田 悅之 委員 新 輝美 他9名
4 質問事項	なし
5 調査審議結果	平成30年度事業の進捗状況等について意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：平成31年2月頃

#### 5 三重県総合博物館協議会

1 審議会等の名称	三重県総合博物館協議会
2 開催年月日	平成30年7月25日
3 委員	会長 山田 康彦 副会長 大西 かおり 委員 山下 治子 他12名
4 質問事項	なし
5 調査審議結果	平成30年度事業の進捗状況等について意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：平成31年1月29日

#### 6 三重県人権施策審議会

1 審議会等の名称	三重県人権施策審議会
2 開催年月日	平成30年9月11日
3 委員	会長 田中 亜紀子 会長代理 神長 唯 松井 瞳夫 他17名
4 質問事項	なし
5 調査審議結果	第三次人権が尊重される三重をつくる行動プランの進捗管理について説明し、意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：未定

7 三重県男女共同参画審議会

1 審議会等の名称	三重県男女共同参画審議会
2 開催年月日	平成30年7月25日（第1部会） 平成30年8月6日（第2部会） 平成30年9月3日（第2部会） 平成30年9月12日（第1部会）
3 委員	会長 小川 真里子 副会長 中嶋 豊 委員 上山 千秋 他15名
4 諒問事項	なし
5 調査審議結果	県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、対象課へのヒアリングを実施した。
6 備考	次回開催日、今後の予定： 平成30年10月から12月に各部会及び全体会を開催する予定。